

山口県 景観ビジョン



心豊かな暮らしやすい

訪れたいくなる 山口県をめざして

山口県

「住み良き日本一の元気県」の実現をめざして

明治維新、戦後という大きな歴史の節目を経ながら、経済成長を実現してきた我が国においては、これまでの国づくりにあたって、経済性、効率性、機能性を重視するあまり、美しさへの配慮が不足していたのではないのでしょうか。

最近、国では、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることとし、平成16年には、我が国で初の景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されました。これにより、全国的にも「景観」への取組みの転機を迎えようとしています。

景観への取組みを推進し、地域を美しくすることは、郷土への誇りと愛着心をはぐくみ、地域の活性化や産業・観光振興へと発展させる可能性も秘めています。

山口県は、三方を海に開かれ、豊かな自然環境や歴史的なまちなみなど、多くの良好な景観に恵まれています。これらの景観は、山口県らしさを彩るとともに、私たちに心豊かな住み良さを提供してくれています。

こうした良好な景観は、意識せずにもしなれば失われてしまうものです。また、一度失われた景観を取り戻すには、大変な労力と時間を要します。

このため、私たちは、先人たちにより守り育てられてきた山口県の良好な景観を、県民共有のかけがえのない財産として、次の世代へと引き継がなければなりません。

こうしたことから、このたび100年先の「山口県のかたち」を見据え、県づくりのキーワードである「自立・協働・循環」の下、県民、事業者、市町村、県が協働して取り組む“美しいやまぐちづくり”の基本目標や施策の展開方向を示す「山口県景観ビジョン」を策定しました。

これから、このビジョンを“美しいやまぐちづくり”のスタートラインとし、住みよき日本一の元気県の実現に向けた取組みを推進することとしています。

県民、事業者の皆様には、これを契機として、これまで以上に山口県の景観に関心を持っていただき、良好な景観形成のための取組みに積極的に参加していただくことを心からお願い申し上げます。

最後に、本ビジョン策定に当たり熱心に御討議いただきました「山口県景観形成懇談会」の委員の皆様、また、ワークショップやパブリックコメント等で貴重な御提言をいただきました県民の皆様に、心よりお礼申し上げます。

平成17年3月



山口県知事 二井 関成



山口県景観ビジョン【目次】

序 山口県景観ビジョンとは	1
---------------	---

1 景観ビジョン策定の背景・趣旨	3
------------------	---

2 景観ビジョンの役割・位置づけ	4
------------------	---

3 景観ビジョンの構成	6
-------------	---

やまぐちの景観	7
---------	---

1 景観とは何か	9
----------	---

2 山口県で育てられてきた景観	10
-----------------	----

3 山口県における景観の魅力と課題	23
-------------------	----

美しいやまぐちづくり	31
------------	----

1 美しいやまぐちづくりの提案	33
-----------------	----

2 基本目標	34
--------	----

3 基本方針	36
--------	----

美しいやまぐちづくりの進め方	39
----------------	----

1 主体と役割	41
---------	----

2 施策展開・方向	45
-----------	----

3 景観施策推進	51
----------	----

おわりに 景観づくりからひとづくり・まちづくりへ	57
--------------------------	----

参考資料	61
------	----

序 山口県景観ビジョンとは

1 景観ビジョン策定の背景・趣旨

三方を海に開かれ、豊かな自然環境や歴史的な建造物・まちなみ等の多くの良好な景観に恵まれた山口県の魅力を再発見し、良好な景観を守り、育て、活用し、住み良さ日本一の「元気で存在感のある県づくり」を進めるための一つの方向性を示すものとして、県土の景観に関する広域的な基本方針となり、景観施策の柱となる『山口県景観ビジョン』を策定します。

全国から高く評価される山口県の景観

私たちのふるさと山口県は、日本海、響灘、瀬戸内海と三方を海に開かれた地形条件や、分散型都市構造という特徴の中に、多彩で豊かな自然環境や歴史的な建造物・まちなみ等、多くの良好な景観に恵まれ、他県の来訪者からも高く評価されています。

様々な変化が現れようとしている山口県の景観

私たちは、これらの良好な景観を当たり前と感じているのではないのでしょうか。しかしながら、近年の機能性や経済性を優先した開発や、多様な生活様式の変化などにより、先人から受け継ぎ、豊かに育まれてきたこれらの良好な景観に、様々な変化が現れようとしています。

失われると二度と戻ってこない山口県の景観

山口県の良好な景観は、私たちの先輩や祖先が大事に守り、育ててきたもので、一度失ってしまうと同じものは二度と戻ってきません。私たちが良好な景観に囲まれて住み続けられ、その恵みを享受するためには、私たち一人ひとりの行動と地域全体の熱意が欠かせません。

住みよさを実感できる山口県の景観

近年、本当の意味での豊かさが求められている中、良好な景観を守り、育て、活用し、地域の特色を活かしたまちづくりを推進していくことは、山口県を住み良さ日本一の県とするためにも、大切な取り組みとなっています。

良好な山口県の景観を守り、育て、活用するための基本方針

県として、これまで総合的な景観に関する計画はありませんでした。景観法が制定され、日本全体が美しい国づくりに向かう今、山口県としても、私たち、また次の世代を担う子供達が、継続して健康で文化的な生活を営む上で大切な、潤いと安らぎのある良好な景観を守り、育て、活用していく、美しいまちづくりを、住民と行政が協働して進めていくための広域的な基本方針となる、「山口県景観ビジョン」を策定し、山口県における景観施策の柱とします。

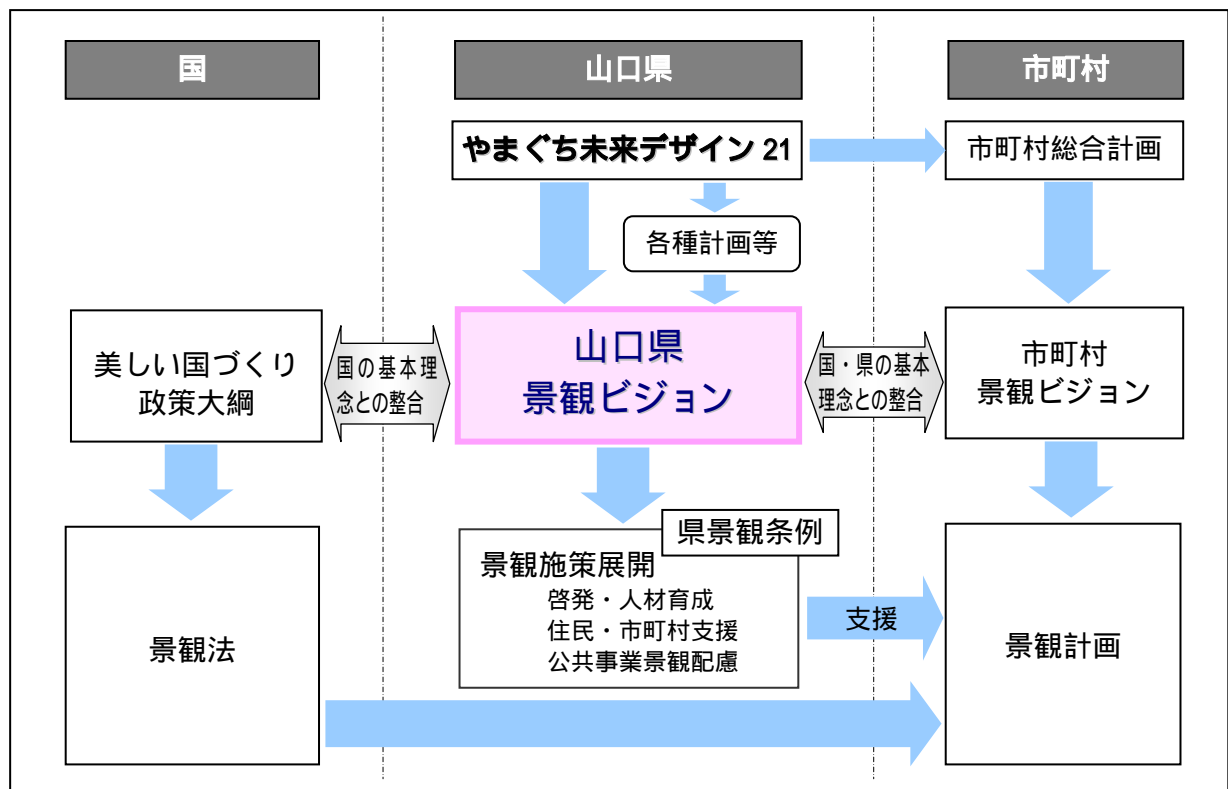
2 景観ビジョンの役割・位置づけ

『山口県景観ビジョン』は、広域的な観点から県土全体を対象にした、景観形成のための美しいまちづくりのスタートラインです。

『山口県景観ビジョン』は、広域的な観点から県土全体を対象にして、景観形成の目標を定め、山口県における美しいまちづくりを継続的に推進するための「基本方針」及び「景観施策の展開方向」を示すものです。

山口県における美しいまちづくりのスタートラインとして、景観法の基本理念を踏まえながら、他の各種計画と連携・調整した景観施策に取り組みます。

また、市町村における景観法に基づく景観計画策定など、景観施策の取り組みへの誘導・支援を行うとともに、住民の生活の営みに関する景観を重視し、山口県での優れた人を育むためのビジョンとします。



山口県景観ビジョンの位置づけ

国における景観行政の動き

『美しい国づくり政策大綱』策定（平成15年7月）

国においては、国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下に、『美しい国づくり政策大綱』が策定されました。

この中で、国は、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切るとの宣言を謳っています。

『景観法』制定（平成16年6月）

『美しい国づくり政策大綱』に基づき、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観に関する我が国初の総合的な法律である『景観法』が制定されました。

景観法の制定により、今後、地方公共団体が景観形成への取り組みを行うための基盤が整備され、特に市町村においては、法に基づいた良好な景観まちづくりが推進されようとしています。

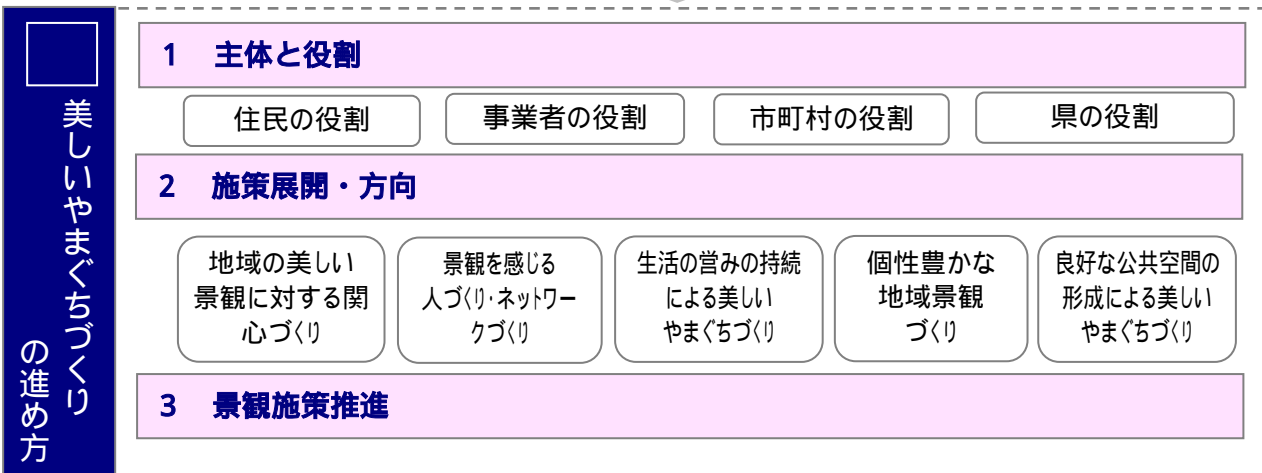
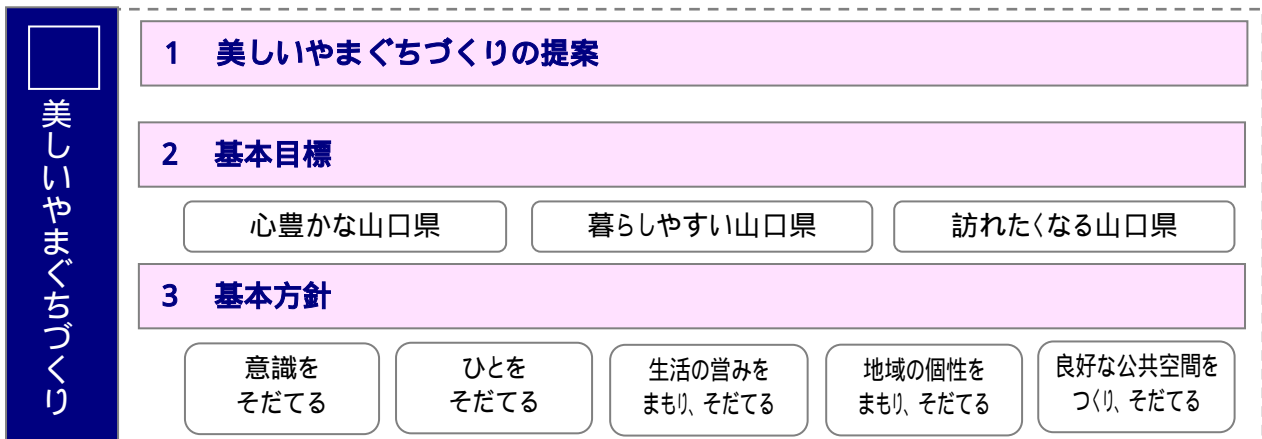
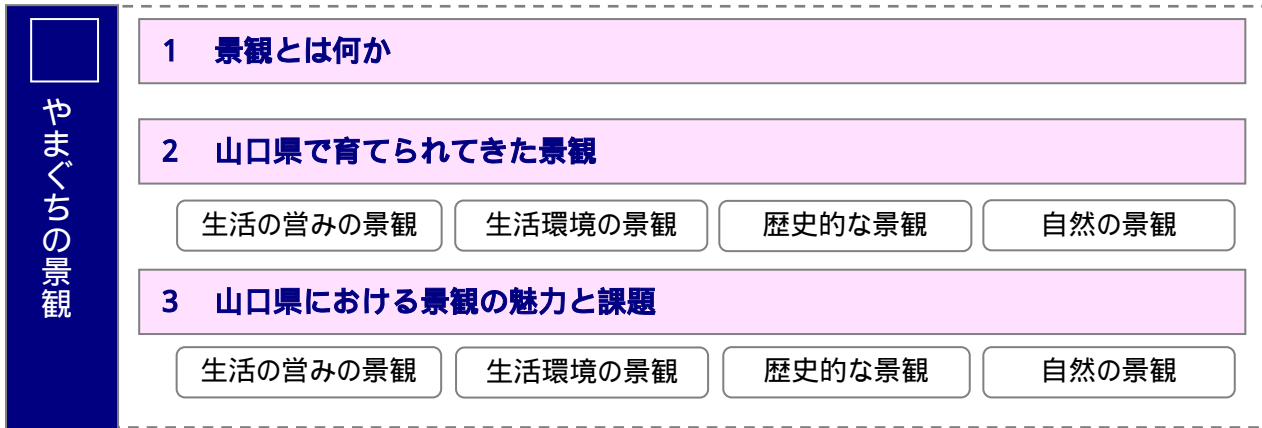
山口県での取り組み

県政運営の指針である「やまぐち未来デザイン21」では、「自立・協働・循環」という中期的な県づくりの理念を、県民、市町村との共有のキーワードとして位置づけ、連携を図りながら、住み良さ日本一の「元気で存在感のある県づくり」を積極的に進めることで、21世紀に自活できるたくましい山口県を創造することを目指しています。

『山口県景観ビジョン』の策定は、この中の戦略プロジェクトのひとつである都市形成プロジェクトの「景観重視のまちづくり」の柱として掲げられています。

3 景観ビジョンの構成

『山口県景観ビジョン』では、山口県で育てられた景観を整理することによって、景観の魅力と課題を抽出し、そこから基本目標、基本方針を設定し、住民、行政の適切な役割のもと、目標に向かった施策展開の方向を示します。



～ 景観づくりからひとづくり・まちづくりへ ～

I やまぐちの景観

1 景観とは何か

「景観」とは、「景色」です。

私たちのまわりにある様々なもので構成されている環境を、私たちが景色としてながめるときに見えてくるのが景色です。

「景観」という語の成り立ち

「景観」という語は、景色や風景という語ほど、なじみがありません。「けしき」という語は、土佐日記や源氏物語などで、ごく普通に使われているので、日本人には最もなじみがあります。「風景」は、漢文体の文章には古くから使われていたようですが、一般の人には使われなかったようです。よく使われるようになるのは明治時代以降ではないかと推察されます。

「景観」という語が、ドイツ語や英語の翻訳語として日本の植物学や地理学の学術書に登場するのは、明治時代以降です。「景観」は翻訳のために造語された語で、しかも学術用語ですから、一般にはほとんど知られないままの語でした。しかし、1970年代ころから、「景観」という語が、造園学、土木工学、建築学などの分野でも使われ始め、1980年代には徐々に、学術用語としてばかりではなく、一般用語としても使われるようになりました。「景観」という語に一般の人がなじめないのは、このような理由から当然のことです。

「景観」は物的環境であるとともに文化である

さて、それゆえ「景観」とは、景色のことです。それでは、景色とは何でしょうか。

目を開けば、そこには景色がある、と私たちは素朴に考えがちです。しかし、西欧の風景学者は、次のようにいいます。「山があるから、山の景色があるのではない。景色として山を見るから、山の景色があるのだ。西欧人が、アルプスの山々を美しい景色として眺めるようになったのは、18世紀になってからのことである。」

私たち日本人が、妻籠や倉敷の伝統的な町並みを、景色として眺めるようになるのは、昭和40年代以降のことです。屋久島や白神山地や釧路湿原に人々が目を向けるようになるのは、つい最近のことです。

確かに、山があるから、山の景色があるのではありません。山や伝統的な町並みや原生林や湿原そのものは、景色として見られる以前から存在しています。それが景色になるのは、それを景色として眺める見方が、生まれたからです。

景色は、物的環境ではありません。**景色は、物的環境と、それを景色として見る見方、この両者があって成り立つものです。**景色の見方は、人々の価値観から生まれるものです。それは、人によって、地方によって、民族によって、また時代によって異なるものです。その人が属する文化によって異なるといってもよいでしょう。**それ故、景色は、物的環境であるとともに文化である、といえるでしょう。**

2 山口県で育てられてきた景観

景観の魅力と課題を把握するために、県内各地域でどのような景観が育っているのか、あるいは育っていないのかを再認識し、これを分類、整理します。また、現在景観に関するどのような取り組みが行われているかを整理します。

なお、ここに示すものは、その一例であり、今後は各地域に住む人々がこれらを確認していく必要があります。

山口県の景観の素地

本州の西端に位置する山口県。県土面積は約 6,100k m²、三方が海に開かれ、中央部を東西に中国山地が走り、大きく、「瀬戸内海沿岸地域」、「内陸山間地域」、「日本海沿岸地域」の3つの地域に分けられます。

これら3地域は、それぞれ特性を異にしていますが、気候は概して温暖であり、風水害や地震も比較的少なく、全体として住みよい県といわれています。



約 1,500km に及ぶ長い海岸線をもつ海は、国立公園に指定されている穏やかな多島美の瀬戸内海と、北長門海岸国定公園に代表される荒々しい浸食海岸美の日本海という異なった表情を持っており、北と南で鮮やかなコントラストを見せてくれます。また沿岸・沖合域には、およそ 240 の島々が点在し、このうち 21 の離島に人が住み、県民の生活の場ともなっています。

中国山地の西の端に位置する緑豊かな山々は、そのふところに、我が国最大のカルスト台地と鍾乳洞をもつ秋吉台国定公園、原生林と渓谷美の西中国山地国定公園などの景勝地があり、四季折々に変化に富んだ顔を見せてくれます。県土面積の約7割が森林ですが、山口県の山は決して高くもなく、険しくありません。その大半は暮らしの身近にあり、古くから人との関わりが深く、アカマツ、コナラなどの雑木林や二次林からなる里山と呼ばれている山々です。また、河川は流れが急で、長さの短い河川が数多くあることが特徴です。



多彩で豊かな自然に恵まれた本県は、中小都市が分散する都市構造もあって都市と農山漁村が近接し、整備された交通網と相まって非常に住み良い住環境が形成されています。

瀬戸内臨海部を中心に石油・化学・鉄鋼などの基礎素材型工業をはじめとする多彩な企業群が集積しているとともに、水産加工業や造船業などの特色ある地場産業関連企業も集積しています。また、第一次産業においても、地域の特性を生かした農産物、内海や外海の豊かな魚介類に恵まれています。



古くから大陸、九州への門戸であり、さらに都に続く瀬戸内海路や山陽道の起点という国内外の交流の重要な拠点でもあったことから、日本史の舞台として幾度となく登場する本県は、進取の気風に富み、人づくりを重んじる教育風土があるといわれています。

これらの特徴が、山口県で育てられてきた景観の素地となっています。

(1) 山口県で育てられてきた景観

各地域でどんな景観が育っているのか、あるいは育っていないのかを再認識するため、山口県ではこれまでどのような景観を守り、育ててきたか、いつごろからどのように景観としての見方がされてきたかを、生活の営みや生活環境、歴史、自然等に分類し、整理します。

生活の営みの景観

日本では、人々の生活の営みの中で、古くから四季の歌が詠われ、季節の変化に鋭敏で風流な感性を育ててきました。

山口県においても、美しい自然環境に恵まれ、各地で四季の景観を感じることでできる行事や祭りの景観などが数多く守り、育てられています。

また、近年では、人々の生活を通じて、自然と関わりあう中で形成された「文化的景観」が注目され、生活の営みの景観として守られるようになりました。

春の花見、秋の紅葉の景観

各地で春の訪れを祝う習慣としての花見の景観や、秋を代表する紅葉の景観などが育てられています。

吉香公園は、明治 18 年に、吉香神社が遷されたことをきっかけに、岩国市の旧吉川藩の居城跡地に吉野桜が植えられ、開設されました。

桜の時期には多くの花見客が訪れ、名勝「錦帯橋」を彩る桜の景観を見ることができます。

他にも、宇部市の常盤公園や田布施川河畔の桜並木などの花見の名所や、長門峡の紅葉の景観などの四季を感じることのできる景観が多く整備され、守られています。



吉香公園・錦帯橋【岩国市】

国見の景観

古来より、生活の営みとして、高いところから自分の住んでいる場所を眺めており、その景観をほめる歌が多く残っています。自然と一体となったまちを眺め、自分の住んでいる場所に関心を持つことが、景観の見方になっていたと考えられています。県内にも、そのような場所が各地に多く残っており、国見の景観として育てられ、現在では眺望を楽しむために視点場としての整備も進んでいます。

仙崎半島の先端から、瀬戸を挟んだ対岸に位置する王子山から見た仙崎のまちの景観は、大正時代に活躍した童謡詩人金子みすゞの詩にも謳われており、仙崎周辺の景観を題材とした「仙崎八景」の一つとして育てられています。

また、県内では下関市、防府市、岩国市においてロープウェイが整備され、まちの景観を眺めることのできる視点場として整備されています。



仙崎の王子山【長門市】

ホタルの舞う景観

日本で初めてホタル護岸工法が実施された山口市の一の坂川や、昭和32年にゲンジボタル発生地として天然記念物に指定された、長門市、下関市（旧豊田町）の木屋川、音信川では、ホタルの幼虫を放流するなどの地域の活動を通してホタルの舞う景観が守られています。

また、下関市（旧豊田町）の木屋川では、舟からホタルを鑑賞できる「ホタル舟」の運行による新たな視点場が創出されるなど、ホタルの舞う景観が夏の風物として、県内各地で楽しまれています。



一の坂川【山口市】

祭礼の景観

生活のならわしとして行われてきた、豊作や大漁を願う祭りや、神社を中心に種々の祭りが各地で行われています。これらは古くから引き継がれており、現在でも地域を特徴付ける祭礼の景観として継承されています。

山口市の祇園祭は、室町時代に第24代藩主大内弘世によって始められた、京からの祇園社（今の八坂神社）の例祭で、現在に至るまで約600年もの間続いている伝統ある祭りです。

「鷺の舞」は、祇園祭と同様、室町時代より受け継がれてきた貴重な舞いで、昭和51年には県の無形民俗文化財に指定され、素朴で古風な趣のある景観が継承されています。

また、防府市の御神幸祭（裸坊祭）は、菅原道真が防府に立ち寄った際の古式を伝えるもので、平安時代から行われています。

白装束姿の裸坊数千人が「兄弟わっしょい」のかけ声も勇ましく練り回る長蛇の列は、荒々しい祭礼の景観として継承されています。



祇園祭（八坂神社）【山口市】



御神幸祭（防府天満宮）【防府市】

文化的景観

1992年に導入された世界遺産の一概念が「文化的景観」で、日本でも稲作などの「農林水産業に関連する文化的景観」が注目されるようになりました。平成11年以降に、千枚田（棚田）が名勝に指定され、棚田が持つ高い文化的価値を後世に確実に伝えるために、各種の取り組みが進められようとしています。

また、最近では、文化財保護法により、これらの文化的価値を「文化的景観」として保護対象とし、保全していく動きが見られます。

県内では、「農林水産業に関連する文化的景観」の重要地として次の6つが選定されています。

農林水産業に関連する文化的景観

- ・秋吉台のドリーネ畑（美東町）
- ・角島の放牧（下関市（旧豊北町））
- ・松本川のしろ魚漁（萩市）
- ・粟野川の川漁（下関市（旧豊北町））
- ・油谷向津具半島の斜面に広がる棚田と日本海の漁火（長門市（旧油谷町））
- ・萩市見島の山頂まで開かれた棚田と見島和牛の放牧（萩市）



松本川のしろ魚漁【萩市】



油谷向津具半島の斜面に広がる棚田と日本海の漁火【長門市（旧油谷町）】

生活環境の景観

1970年代から80年代に、公害問題等を背景に、身近な生活環境へと関心が向い、自然保護や歴史的環境の保全、緑化の推進、親しめる水辺の再生など、アメニティや生活環境の景観への関心が高まりました。

街路景観、住宅地景観、商業地景観など多様で身近な景観への物的整備に関心が向き、景観への係わりが受け身で鑑賞的なものから能動的な物的整備に変わってきました。

自然と調和した農山漁村景観

本県の長い海岸線と中国山地の緑豊かな森林等による、多彩で豊かな自然の中で、津々浦々から奥深い山間まで、多くの集落が形成されてきました。

これら自然の中にある特色ある赤瓦の民家等は、自然にとけこみ一体となった景観を形成し、人々の心にやすらぎと愉しさを与える景観として育てられています。

また、県内の約100の漁港には、各地域の自然・風土に根ざした良港の中に漁村の人々の営みの景観が育てられています。

農林水産省の農村景観百選（1991年）には、田布施町の砂田、平生町の名切、萩市（旧むつみ村）の伏馬が、地域での営みの中での育てられた農村景観として選ばれています。



赤瓦の民家【萩市（旧福栄村）】



漁港でのわかめ干し【阿武町】

都市景観

分散型の県域構造の中、個々の都市特性を活かした交流・連携による都市づくりが行われ、各地に快適でにぎわいのある都市景観が整備されています。

宇部市の平和通り、常盤通りは、平成4年に策定された宇部市都市景観形成基本計画によりシンボルロードとして位置づけられ、宇部市のテーマである「緑」「花」「彫刻」をふんだんに取り入れながら、高質化、美装化を図り、宇部市の顔としての都市景観を創出しています。



宇部シンボルロード【宇部市】

また、萩市では都市景観条例及び都市景観基本計画により優れた都市景観を保存する地区として2地区を都市景観形成地区として指定し、同じく山口市でも、都市景観条例により1地区を都市景観形成地区に指定することで良好な都市景観の創出を図っています。

都市の自然的な景観を保全し、維持していくことを目的に、昭和13年の岩国市錦帯橋地区及び下関市の壇ノ浦、綾羅木海岸地区等の指定をはじめ、県内で21箇所の風致地区を指定し、市街地及び近郊の自然景観が保全されてきました。

大規模構造物の景観

関門橋は、本州と九州間の関門海峡を渡る高速自動車道として、昭和48年に完成しました。周辺の施設から眺めた姿は、関門海峡を行き交う船とも調和して、見る位置や天候・時刻などによってさまざまな表情を見せ、山口県の特徴の一つである海峡景観の一部として育てられています。



関門橋【下関市】

また、平成12年に完成した下関市（旧豊北町）の角島大橋は、白い砂浜とエメラルドグリーンの海などの周辺の自然と調和した景観を眺望する場所としても親しまれています。

道路の景観

昭和55年に街路事業として整備された県庁前のパークロードは、広幅員の歩道に多くの植栽を施し、周辺の亀山公園や、美術館、博物館などの文化施設と一体となった良好な街路景観として整備され、「日本の道100選」、「都市景観100選」に選ばれています。また、山口県を代表するシンボリックな文化ゾーンとしても親しまれています。



パークロード【山口市】

周南市では戦災復興の一環として緑化事業を推進し、市を代表する並木歩道のある道路景観が整備されており、街路樹に電飾を施したツリー祭りは、現在では冬の風物詩として継承されています。

歴史的な景観

江戸時代には、城下町では「見入り（見かけ・景観）」を良くするために通りの武家屋敷の一部を町家にすることや、長塀が続く箇所には長屋を建てアクセントをつけるなど、町の景観に対する取り組みが行われてきました。また、街道沿いの町家においても、表向きに相応な普請を行うことや、掃除をすること、樹木をみだりに伐採しないことなど、城下町や街道筋の景観整備に気を配り、昔から先人達がまちなみの景観として守ってきました。

このような昔からのまちなみや、宿場町、門前町などが県内には多く残されており、各地で歴史的な景観として保全されています。

宿場町・門前町の景観

萩城築城後、参勤交代道として整備された萩往還沿いの萩市（旧旭村）佐々並市のまちなみをはじめ、赤間関街道（中道筋）、山陽道、山代街道、石州街道等の旧街道沿いでは、宿場町等の面影を残すまちなみの景観が見られます。

また、慶長6年より毛利秀元により萩藩の支藩として成立した下

関市長府では、城下町の面影が残る歴史的なまちなみの景観が見られます。



長府城下町【下関市】



海商通り【光市】

歴史的なまちなみの景観

1970年以降、身近な歴史的環境の保全への関心が高まってきました。県内では1604年から城下町として形成され、城跡、武家屋敷、土塀などが当時をしのばせる、萩市の「堀内、平安古地区」や、江戸時代の厨子二階の町家が並ぶ同じく萩市の「浜崎地区」、白漆喰・土蔵造りや本瓦葺入母屋造の屋根を持つ江戸時代の商家が約200mにわたって軒を連ねる柳井市の「白壁のまちなみ」が、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、地域に親しまれ、次世代に引き継ぐべき景観として保全されています。



平安古地区【萩市】



白壁のまちなみ【柳井市】

近代化の景観

明治以降、洋館や鉄道などの文明開化、近代化を象徴する景観がつくられるようになりました。県内でも明治・大正期に建設された施設などの保存運動がみられ、近代化の景観として守られています。

大正5年に建設された旧県庁舎・旧県会議事堂の、随所に見られる建物のデザインは、明治期の西洋の模倣から脱却し、独自の意匠を試みた当時の新しい時代の息吹を感じることができ、近代化を象徴する景観を見ることができます。

新庁舎の建替と共に解体が決定されていましたが、昭和52年、市民による保存運動の結果、両棟とも保存が決まり、昭和59年には国の重要文化財に指定されています。

また、明治39年に建設された、下関市の旧英国領事館も、解体の計画に対する市民の反対運動を経て、平成11年に国の重要文化財に指定されています。



山口県旧県庁舎・旧県会議事堂【山口市】



旧下関英国領事館【下関市】

自然の景観

五感で感じる自然の景観

これは、自然の中に神秘的な存在をイメージしたり、昼でも物の怪の気配を感じるような景観です。あたたかも自然が語りかけているような趣を連想させる、巨木、瀬・淵など、神話や童話に出てくる自然物には、五感で感じることのできる景観が残っています。

県内でも、巨木や巨石などが各地に多く存在し、天然記念物等として指定・保存され、五感で感じる自然の景観として守られています。

川棚のクスの森は、江戸時代に下関市(旧豊浦町)湯町から狗留孫山への信仰が活発になった頃から知られる、樹齢1,000年といわれるクスの樹です。

幹囲10.4m、枝張り東西45m、南北46mであり、大樹として一本で森のように見える気色は、その名にふさわしく雄大な姿を自然が語りかける雰囲気があります。国指定の天然記念物であり日本三大クスの樹でもあります。



川棚のクスの森
【下関市(旧豊浦町)】

崇高な自然の景観

西洋では、18世紀にアルプスの美しさが「発見」されて、山の崇高美に関心が持たれるようになったと言われています。日本でも、日本アルプスが「発見」され、昭和初期に、崇高な自然が国立公園として保護されるようになりました。

県内では、昭和9年に、瀬戸内海の美しい景観が全国初の国立公園として指定されました。昭和30年以降、秋吉台の起伏に富んだ壮大なカルスト台地、日本海の屈曲に富んだ海食景観、中国山地の西部の冠山山地とその周辺にある渓谷群が国定公園に指定され、崇高な自然の景観として保全されています。

そのほかにも、身近な緑豊かな里山など、地域の住民にとっての重要なものとなる自然の景観が守られています。

草原に羊が群れているような石灰岩の白い岩肌が露出し、ドリーネやウバーレ（盆地）など、起伏に富んだ壮大な光景が広がっているカルスト台地は、昭和30年に秋吉台国定公園に指定されました。

良質の草原を維持するために行われるようになった「山焼き」は、600年前もの昔から受け継がれてきた伝統行事として現在も続いています。



秋吉台国定公園【秋芳町・美東町】

また、県内には瀬戸内海国立公園をはじめ、秋吉台、北長門海岸、西中国山地の3つの国定公園のほか、羅漢山、石城山、長門峡、豊田の4つの県立自然公園があり、崇高な自然の景観が保全されています。



西中国山地国定公園
（寂地峡）【錦町】



瀬戸内海国立公園
【下松市】



長門峡県立自然公園
【阿東町】

(2) 県内における景観への取り組み

市町村景観条例等の取り組み

萩市においては、昭和 47 年に「歴史的景観保存条例」が景観に関する条例として全国で 5 番目に制定され、土堀や武家屋敷の残る地区の景観の保存が始められています。また、文化財としての歴史的まちなみの保全・整備のための「伝統的建造物群保存地区条例」や、地域の景観形成のための独自の景観条例が制定されるなど、各地で景観まちづくりへの取り組みが進められています。

市町村景観条例等制定

萩市都市景観条例（S47 歴史的景観保存条例制定、H2 都市景観条例として改訂）

萩市都市景観基本計画（H9 策定）

山口市都市景観条例（S63 制定）

山口市都市景観形成基本計画（H5 策定）

下関市都市景観形成基本計画（H7 策定）

下関市都市景観条例（H8 制定）

岩国市街なみ景観条例（H9 制定）

横山地区景観形成計画（H10 策定）

防府市都市景観形成基本計画（H13 策定）

防府市都市景観条例（H14 制定）

関門景観条例（下関市：H13 制定）

〔下関市と福岡県北九州市の間で、関門海峡全体の景観形成と保全を行うため、
全国で初めて県域を越えた同一条文となる条例〕

関門景観基本構想（下関市：H14 策定）

宇部市都市景観形成基本計画（H4 策定）

伝統的建造物群保存地区条例制定

萩市伝統的建造物群保存地区保存条例（S51 制定）

柳井市伝統的建造物群保存地区保存条例（S59 制定）

地域の景観まちづくり活動の取り組み

山口きらら博のボランティア活動等にも象徴される、元気な住民の力が景観まちづくりにも活かされています。

住民の取り組み

各地域の住民を主体とした花壇整備や清掃活動、まちなみ整備活動など、景観に関する様々なまちづくりの活動が、現在 40 の市町村で行われています。また、花によるまちなみ修景等の取り組みが、28 市町村で 46 の団体で取り組まれています。（平成 15 年 8 月調査時現在）

宇部市東岐波地区では昭和 58 年に 2 つのグループからスタートし、現在では、21 団体が所属するボランティア組織「フラワーロード東岐波」として発展し、国道 190 号沿いの約 3km 区間に及ぶ花壇作り・清掃活動が行われています。



フラワーロード東岐波
での花壇作り【宇部市】

まちづくり活動団体等の取り組み

景観に関する協定や協議会の設置等による地域の景観保全や景観形成の取り組みは、8市町村で10の活動が行われています。萩市の浜崎地区での歴史的なまちなみなどの景観を守る取り組みは、重要伝統的建造物群保存地区に選定されるまでに発展しています。



浜崎おたから博物館
【萩市浜崎地区】

河川や海岸等の清掃活動も活発で、17市町村で25の活動が行われています。この中には、山陽小野田市（旧小野田市）のように自分達が担当する範囲を決めて、責任をもって清掃を行うアダプトプログラム（地域環境美化活動）を実施している事例（11団体、3個人、計150名登録）なども見られます。

また、下関市の「21世紀・夢プロジェクト」は、下関市東部を流れる神田川の環境を守る活動とし「環境レンジャー」を発足し草刈等の清掃活動を行っています。草刈が行われた川沿いには菜の花が植えられ、地域の誇りある河川景観として育てられています。



地域環境美化活動
【山陽小野田市（旧小野田市）】



菜の花フェスタ
【下関市神田川沿い】

1992年3月に発足した、NPO法人“まちなみネットワーク”は、景観を通じて自分たちの生活するまちをながめ、自ら考え行動しようと、“みんなで選ぶ景観賞”をキャッチフレーズとする手作り景観賞の募集・審査・表彰をはじめ、景観をキーワードとするまちづくりから様々な分野の住民主体の住まい・まちづくりの活動に取り組んでいます。



手作り景観賞 1992年最優秀賞
【周南市立和田小学校】

その他の取り組みや詳細については、資料編をご参照ください。

(3) 山口県に対する景観イメージ

山口県に対する景観イメージについては、以下のアンケート及びセミナー等での県民意見からまとめています。

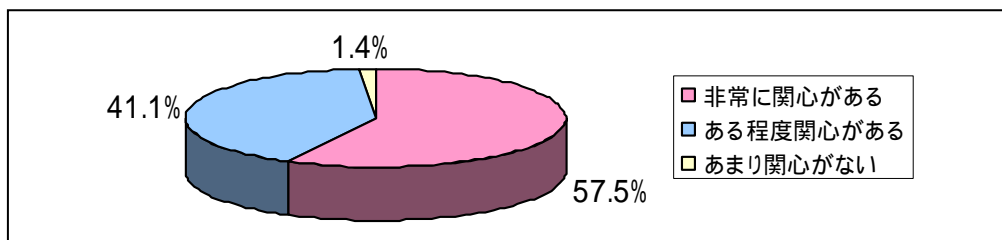
県政モニターアンケート [H15.7] (有効回答数：144/150)
 市町村景観行政アンケート [H15.8] (53市町村：平成15年8月現在)
 大型観光キャンペーンアンケート [H13.7~9]
 やまぐち景観セミナーでの県民意見 [H16.3]
 地域景観セミナー・ワークショップでの県民意見 [H16.10]
 (宇部市、周南市、長門市)

景観への関心・意識について

日常生活の中での景観への関心

県政モニターアンケートでは、景観への関心は非常に高く、良好な景観を将来のに向けて守り育てることは重要であると考えられています。

あなたは日常の生活範囲の中で景観について関心がありますか？



周辺の景観の変化の感じ取り方

- ・県政モニターアンケート：景観が以前と比べて「悪くなった」の回答が最も多い。
- ・市町村行政アンケート：「変わらない」の回答が最も多い。

景観として意識するもの

- ・県政モニターアンケートでは、河川、海岸等の自然景観や伝統的なまちなみや史跡などの歴史・文化的景観が主に意識されています。

日常の景観に対する意識

- ・地域ワークショップ等では、「外部の人から見れば良好な景観でも、その地域にいるとあたりまえと感じてしまい、それがすばらしい景観だと言うことに気がつかない」という意見が多くありました。

良好な景観形成への取り組みについて

行政からの取り組み

- ・県政モニターアンケートでは、良好な景観を守り育てていくためには、行政としては「美しい山や川を守り育てる」に力を入れ、「住民の意識の向上・意識の改革」に取り組むことが重要と考えられています。

住民からの取り組み

- ・県政モニターアンケートでは、住民としては「地域、家庭で景観向上のための啓発」や「景観に関するまちづくり活動への参加」が必要と考えられています。
- ・県政モニターアンケートでは、景観を良くしていくためには、景観を損ねる行為への適切な指導、助言を「積極的に進めるべき」との意見が多いようです。

良好な景観要素について

良い景観を作っていると感じているもの

- ・県政モニターアンケートでは、山（山並み）や森などの自然景観が多く、道路や建築物等の人工的景観の割合は少なくなっています。

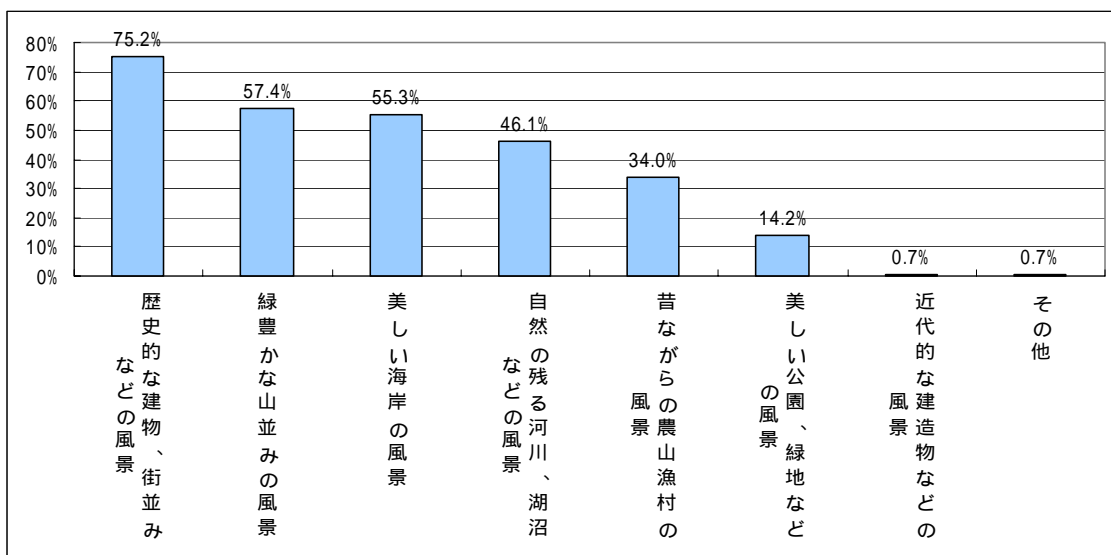
景観を損ねているもの

- ・県政モニターアンケートでは、ゴミの散乱や、荒れたままの農地、乱立した広告物等の割合が高く、自然環境の保全、ゴミ問題、農地の保全などの社会問題と係わりのあるものが多く捉えられています。

本県の良好な景観を代表し、後世に引き継いでいきたいもの

- ・県政モニターアンケートでは、「歴史的な建物、まちなみなどの風景」などの歴史・文化的景観や、「緑豊かな山並みの風景」「美しい海岸の風景」などの自然景観が上げられ、本県の魅力として捉えられています。

山口県内の風景で、あなたが後世に引き継いでいきたいものは何ですか？



本県に期待するもの

- ・「大型観光キャンペーンアンケート」における「宿泊者アンケート」においても、山口県に期待するものとしては、“自然景観”、“温泉”、“史跡・文化財”が上位を占め、満足度においても自然景観、史跡・文化財は高い評価を受けています。

各アンケート等については、資料編をご参照ください。

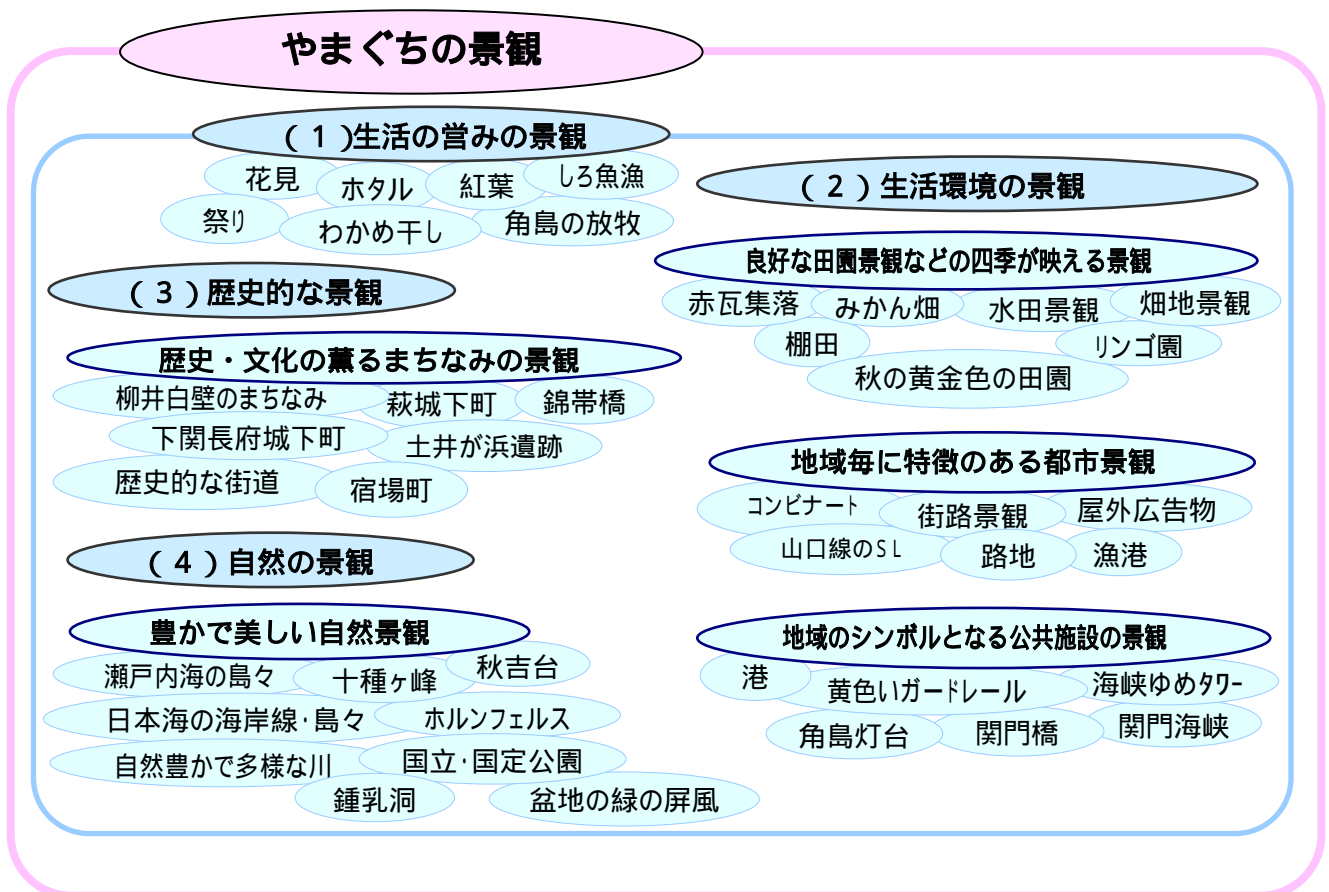
3 山口県における景観の魅力と課題

山口県の良い景観は、他県からの訪問者からは高く評価され、多くの満足感を与えています。しかし、山口県に住む私たちは、これを当たり前のように感じているのかもしれませんが。

山口県の良い景観は、そこに住んでいる人の生活の営みにより良好に保たれていることを認識し、生活の営みの中で育てられてきた景観の魅力と課題を整理します。

山口県の景観は、当たり前にあるものではなく、地域に住む人々が生活する中で、守られ、育てられているものです。山口県の景観は人々の生活の営みと深く関わっており、人々の生活の営みがあってこそ、より魅力的なものとなります。

また、山口県は、各地に良好な景観がちりばめられた総合体であり、**たぐいまれな景観を持つ県**といえます。



みんなちがって、みんないい景観
すべての景観の特徴の総合体が山口県

たぐいまれな景観をもつ県

(1) 生活の営みの景観

地域特有の祭りや年中行事等の営みの景観

魅力

古くからある地域特有の祭りや、山口県の多様で穏やかな気候の中での春の花見、秋の紅葉など四季を感じさせる年中行事など、生活の営みによる景観が、県内各地で数多く、大切に育てられています。

これらは、地域の人々の営みによって大切に引き継がれてきたもので、その地域を特徴付ける景観となっています。



特に最近では、棚田の景観に代表される、人の営みと自然との関わりから生まれてきた景観に関心が高まっています。

生活の営みや、祭り、年中行事は、市町村行政アンケートによる五感で感じる景観としても、重要と考えられており、青のりやわかめ干しの香り、市場の賑わいなど人々の営みが感じられる景観が多く上げられています。

山口県での良好な景観は、人の営みが感じられ、人が主役になっているからこそ、生きた景観になっています。

課題

過疎化等での営みの持続の困難

古くから各地域で育てられてきた祭りなどの生活の営みによる景観も、過疎化などにより、その継続が困難となってきている地域も見られます。

モラルの低下・意識の低下による景観阻害

県政モニターアンケートでは景観への関心の高さがうかがえますが、一方では公共空間でのゴミの投棄や、タバコのポイ捨て、放置自転車、違法駐車などの住民のモラルを問われる見苦しい行為により、地域の景観が損なわれている事例がみられます。これらは、景観に関する意識の低さを現す一例であり、良好な景観の阻害要因の一つとなっています。

日常の景観を当たり前と感じ、何も行動しないのではなく、当たり前の景観が日常の愛着のある景観であるという再認識し、地域の景観を感じ活躍する山口県人が育っていかねばなりません。

また、これらの日常の生活の中にある景観（生活景）に、さらに現在の魅力を加え次代に継承していくための営みを継続していくことが必要です。

(2) 生活環境の景観

地域ごとに特徴ある都市景観

分散型都市構造の中での様々な都市景観

魅力

瀬戸内地域の、各都市の沿岸部に広がる工業地帯の景観や、内陸山間地域にみられるセメント工場のプラント等は、先人たちが築いた本県の力強い産業を代表する景観です。

また、各都市部では快適でにぎわいのある都市づくりを展開し、自然と調和した都市景観が作りだされています。



課題

虫食い状の土地利用による景観破壊

都市及びその周辺部における、様々な形態・色彩の建築物による都市景観の混乱や、無秩序な虫食い状の土地利用等による都市周辺部の自然景観の破壊が見られます。

沿道等の景観の混乱

特に、都市郊外、都市間を結ぶ幹線道路沿い等において、派手で自己主張の強い屋外広告物や周囲と調和しない規模、色彩の建造物等による景観の混乱や質の低下がみられます。また、住宅や商業施設等が混在する既成市街地においても景観への配慮を欠いている事例が見られます。これらについては、個々の建築物等のもつ潤いや楽しさ、美しさの演出や周辺との調和等、様々な工夫や規制誘導を積み重ね、地域の個性豊かな景観を向上させていく必要があります。

都市景観の画一化

近年では、経済性や効率性、機能性を重視し、美しさへの配慮を欠いた雑然とした景観や、没個性・画一的な景観等がどの都市においても見られるようになってきています。

良好な田園景観など四季が映える農村景観

良好な田園景観

魅力

農村で多く見られる、目前に広がる田畑と小高い深緑の森を背景に美しいコントラストをなした赤瓦屋根の農村集落が連続的に展開する景観は、県土を代表する穏やかな里山の景観となっています。

また、海から山地に向けての斜面地や、盆地、谷筋沿いの斜面地には、段々畑や棚田が展開し、本県の文化的で特徴的な田園の景観となっています。



課題

美しい田園景観の喪失

良好な赤瓦集落の景観をなす地域においても、周辺と調和しない建物の建築や、過疎化、高齢化による営農の継続の問題が一因となり、耕作放棄地等の荒廃地がみられるなど美しい田園景観を失っている事例が見られます。これら里山や田園景観などは、自然豊かな山口県を特徴付ける重要な景観として守り、育てていくことが重要です。

地域のシンボルとなる公共施設の景観

地域の顔となり視点場となっている公共施設の景観

魅力

関門橋や角島大橋などの大型構造物や、山間部、海岸線を走る鉄道や道路、地域のシンボルとなる公共建築物は、それ自身が周辺の自然や市街地環境と調和して、地域の特徴的な景観を構成しています。

また、これらは、周辺の景観を眺め感じることでできる視点場としても重要な役割を果たしています。



課題

一部の公共施設による地域の景観阻害

公共事業において作られた大規模構造物なども、全てが地域の景観に配慮されているとは言えません。地域の景観や環境に配慮する一定の取り組みは見られるものの、一部においては地域の景観の阻害要因になる事例も見られます。美しさへの配慮を欠いていたという点では、公共の営みも例外ではありません。

視点場となる公共施設の景観配慮不足

また、景観を眺めることが出来る視点場となるべき道路や鉄道沿線では、屋外広告物が乱立し、景観の乱れが生じている地域がでてきています。良好な景観を感じるための視点場としての、回遊性や滞留性の配慮が不足している事例もみられます。

(3) 歴史的な景観

歴史・文化の薫るまちなみの景観

地域の人々の誇りとなる歴史・文化景観

魅力

県内各地の城下町や宿場町、港町等として古くから都市が形成されていた地域では、当時の面影が残る歴史的なまちなみの景観を見ることができます。

現在、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている萩市堀内・平安古・浜崎地区や柳井市古市金屋地区では、歴史的な風情を今に伝えるまちなみの景観が積極的に保存・形成されています。

歴史・文化の薫る景観は、地域の人々に誇りや愛着を抱かせる住み良い空間になると同時に多くの観光客を呼び込む、おもてなしの空間となっています。



課題

歴史的景観資源の喪失及び周辺の景観破壊

県内に点在する、県民共有のかけがえのない財産である歴史的景観資源となるまちなみや建造物等が失われつつあります。また、こうした歴史的景観資源の周辺の景観が、これらと調和しないものとなり、一体的な景観を破壊している地域が見られます。

人々は古いまちなみになつかしさを覚えたり、心の拠り所を感じたりします。そこには人々を引きつける伝統文化とのつながりや歴史の重みがあります。古いものが失われつつある今、現在と歴史との接点となるこうしたまちなみを、次の世代のために継承する必要があります。

歴史・文化的な景観は、地域の個性を特徴づける貴重な景観資源であり、観光資源として交流人口の増加に寄与し、地域の活性化に役立つものとして保全、活用していかなければなりません。

(4) 自然の景観

豊かで美しい自然景観

高く評価される四季豊かな自然景観

魅力

穏やかで多くの島嶼が点在する瀬戸内や、海食作用によって作られた勇壮な海岸地形をもつ日本海地域のそれぞれにおいて見られる「多島海景観」や、卓越したランドマークとなるような孤立峯はないものの、新緑や紅葉が美しく、校歌にも多く歌い込まれ、地域のシンボルとして親しまれる「山並み景観」、広い流域の中で上流から中流、下流と様々な表情を見せる「河川景観」など、県内全域で見られる豊かな自然景観は、ゆっくりとした美しい四季を感じさせる山口県を代表する特徴的で良好な景観として、県外からの訪問者にも高く評価され、大きな満足感を与えています。



課題

自然豊かな里山景観や都市の背景となる緑の喪失

豊かで美しい自然景観が見られる一方で、森林をとりまく営みの変化により、一部では山の適切な管理が行われない状況等から、山を竹林が覆い景観のみならず環境までもが変化している現象や、自然豊かな里山景観の喪失、都市の背景となる緑の屏風の喪失、土取り行為等による多島海景観の一部喪失などが課題となっています。

自然豊かな里山景観などは、人々の生活の営みが伴ってこそ継続し、保全されるものです。一部では活動が始まっていますが、地域の自然的な景観資源を守る意識の希薄も、美しい自然景観の喪失の一つの原因となっています。

「割れ窓理論」～景観の課題～

「割れ窓理論」とは

一枚の割れた窓を放置しておく、その建物は管理されていないと思われ、次々に窓が割られていき、さらには街全体が荒れ、犯罪が増加し、秩序維持が出来なくなり、環境を悪化させるといった「割れ窓理論」というものがあります。

これは、景観にも同じようなことが言えるのではないのでしょうか。景観が悪くゴミが捨てられている街では、1つや2つのゴミが落ちていても、そこに居る人は気になりません。こうした小さなことでも、見逃し、放っておくと、新たな問題につながっていきます。逆に、**小さなことでも日頃から関心を持ち対処することにより、全体がより良い方向に変わるのではないのでしょうか。**

ニューヨーク市では、この「割れ窓理論」を取り入れ、地下鉄車両の落書き消しを実施したところ、まちの環境のみならず犯罪の減少に寄与したそうです。日本各地でも、同様の理論を用いて空き缶のポイ捨て防止、落書きの防止などの環境美化キャンペーンが始まっている事例もみられます。

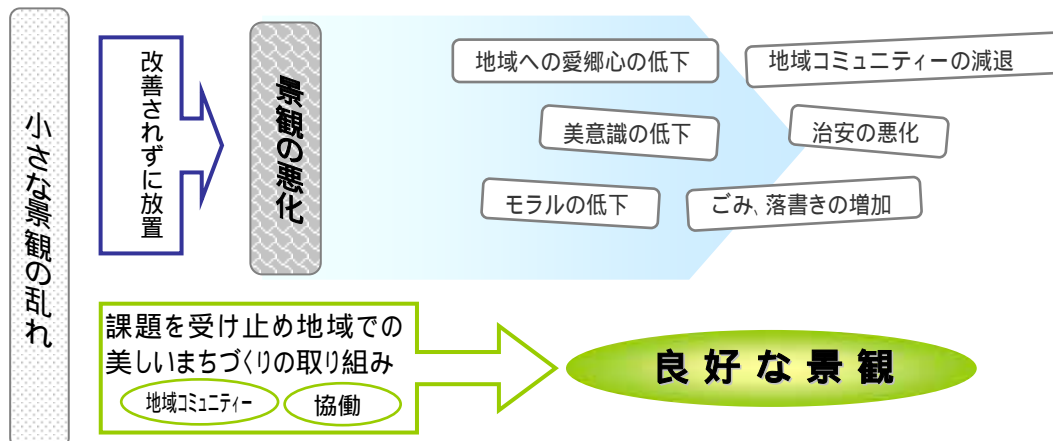
「割れ窓理論」から景観問題へ

これを景観問題に置き換え、私たちの身近な景観について見直し、小さな景観阻害要因についての改善の取り組みを行い、良好な景観まちづくりを推進していくといった環境を整備していくことが必要です。

また、こうした景観の課題は環境問題とも大きく関係しています。たとえばゴミが捨てられ手入れのされていない河川は汚れ、良い環境とは言えません。環境の悪化は、景観という目に見えるもので訴えかけています。良好な景観形成の取り組みは良好な環境づくりにつながります。

全国に誇れる良好な景観をもつ山口県にも、様々な課題があります。**地域での景観が悪化する前に、住民みんなで地域の景観を点検し、近所のゴミ拾いなどの小さなことから良好な景観形成のための取り組みを行っていくことが必要です。**

小さな景観の乱れを放置すると、更なる問題につながることを考えられ、山口県の良好な景観は失われてしまいます。課題を受け止め、地域での意識改革と住民参加活動により、美しいまちづくりの取り組みを推進していかなければなりません。



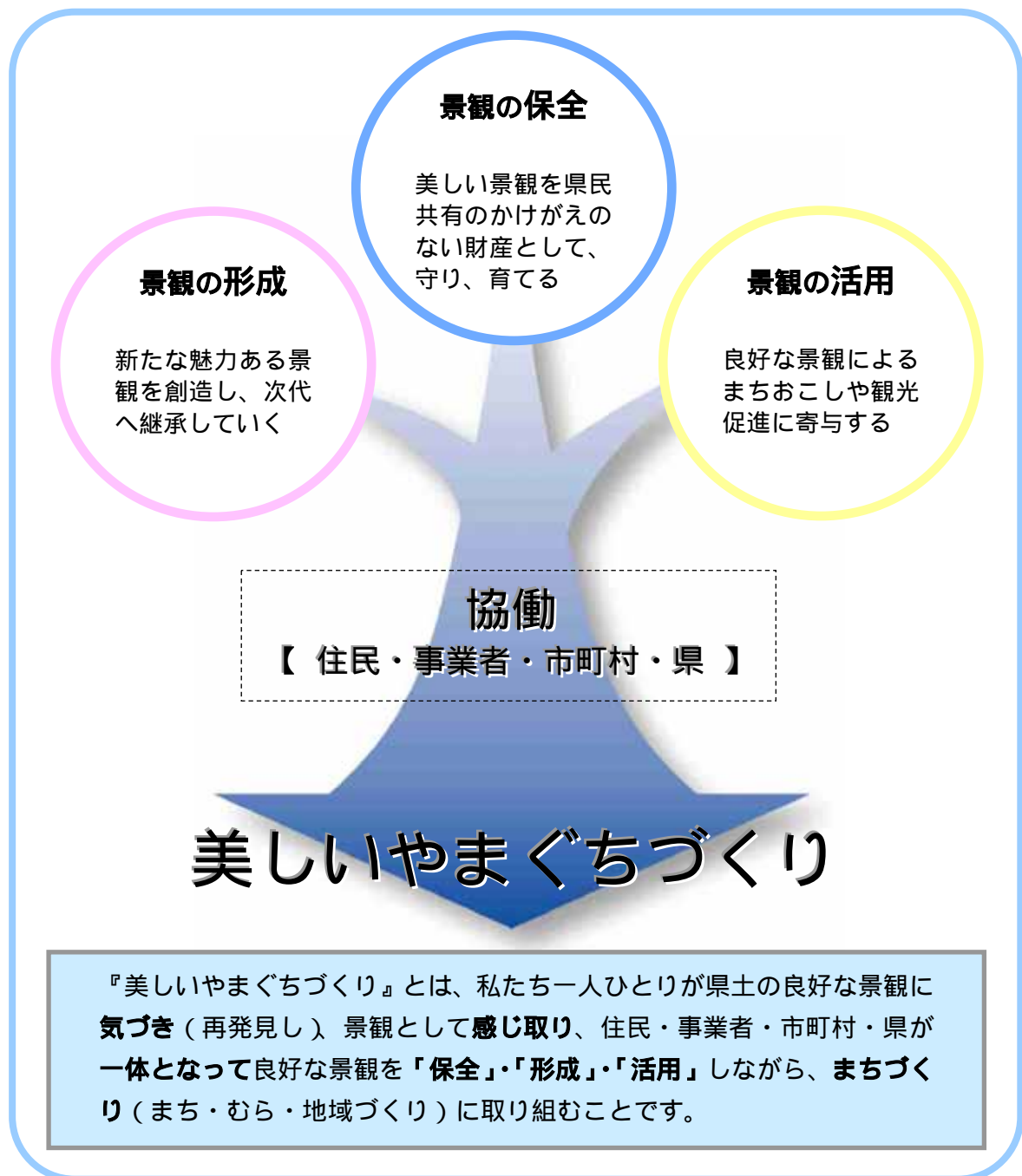
Ⅱ 美しいやまぐちづくり

1 美しいやまぐちづくりの提案

山口県では、住民・事業者・市町村・県が一体となって、良好な景観を保全・形成・活用しながら、まちづくりに取り組んでいきます。

山口県は、美しい海岸線や島々、緑豊かな山々や河川といった多彩な自然環境、多数の歴史・文化遺産、生活を支える力強い産業、そして何よりも新しい時代を切り開く県民の大きな力を有しています。

我が国で初めて景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、日本全体が美しい国づくりに向かう今、山口県においては、私たちがより豊かで潤いのある生活を営むために、『美しいやまぐちづくり』を提案します。



2 基本目標

『美しいやまぐちづくり』の取り組みでは、**3**つの山口県像をめざします。

『心豊かな山口県』をめざします

美しい景観に関心を持つことで、私たちは美意識を向上させ、感性を高めることができます。また、美しい景観を感じることで、私たちは地域に愛着を感じ、誇りを持つことができます。更に、美しい景観を共有の財産とすることで、地域のモラルの向上に繋がります。

『美しいやまぐちづくり』により、私たちの誰もが景観を感じ、“**心豊かな山口県**”を目指します。



『暮らしやすい山口県』をめざします



美しい景観は、そこに暮らす人たちに心地よさや安心感を与えてくれます。美しいやまぐちづくりの主演は、そこに暮らす私たちです。

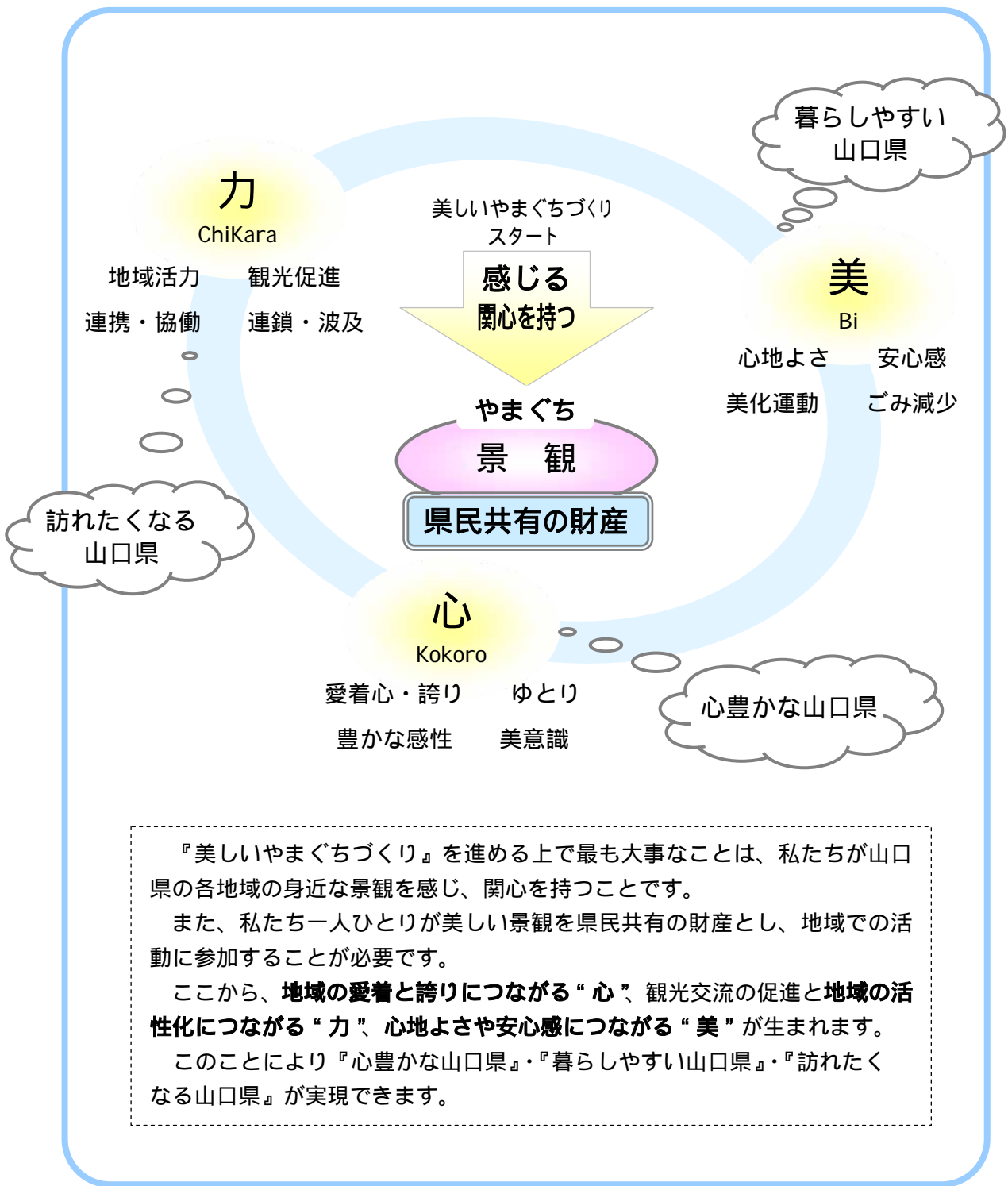
私たち自身のために、良好な景観を形成し、住み心地よい“**暮らしやすい山口県**”を目指します。

『訪れたい山口県』をめざします

『美しいやまぐちづくり』を展開することで、地域の活動を活発にし、地域を元気にすることができます。地域の魅力、美しい景観を全国に向けて発信することで、多くの人を呼び、観光交流が促進され、更なる地域の活性化が期待できます。

地域の美しい景観を活用し、“**訪れたい山口県**”を目指します。





『美しいやまぐちづくり』を進める上で最も大事なことは、私たちが山口県の各地域の身近な景観を感じ、関心を持つことです。

また、私たち一人ひとりが美しい景観を県民共有の財産とし、地域での活動に参加することが必要です。

ここから、**地域の愛着と誇りにつながる“心”**、観光交流の促進と**地域の活性化につながる“力”**、心地よさや安心感につながる**“美”**が生まれます。

このことにより『心豊かな山口県』・『暮らしやすい山口県』・『訪れたい山口県』が実現できます。

3 基本方針

美しいやまぐちづくりの基本目標の実現に向けて、良好な景観を県民共通の財産として位置づけ、適正な制限の下の調和、地域の個性及び特性の伸長、住民・事業者・市町村・県による一体的な取組を念頭に、5つの基本方針を掲げます。

意識をそだてる

景観の保全・形成・活用は、良好な景観を美しい・心地よいなどと感じることから始まります。山を単なる山として見るのではなく、形、色、周辺との関係等山の持つ個性を景観として感じ、魅力を感じることが大切です。

また、私たちが、美しい景観に囲まれて住み続け、その幸せを享受するためには、山口県の良好な景観を私たちのかけがえのない共有財産として認識することが大切です。

『美しいやまぐちづくり』では、私たち一人ひとりが心地よい景観を感じる心や地域での景観資源を共有財産として認識する心を持てるように、景観に対する意識を育てることに力を注ぎます。

ひとをそだてる

「ひとのくに」山口県では、人が主役で人が元気に関わっているからこそ、山口県らしい良好な景観が生まれます。

『美しいやまぐちづくり』では、一人ひとりが楽しく活動に参加できる環境を整備し、地域の景観形成に活躍できる人を育てることに力を注ぎます。

生活の営みをまもり、そだてる

良好な景観には、これまで幾世代の先人達の日々の生活と共に守られ、豊かに育まれてきたものや、私たちの手でこれから創っていくものがありますが、生活の中における景観は、まず、そこに住む私たちの生活を潤すものでなくてはなりません。

このため、見苦しい広告・看板類やゴミのポイ捨て、迷惑駐車などの景観を阻害する要因を取り除くなど、清潔で安心して暮らせるようにします。

『美しいやまぐちづくり』では、私たちが日常の身近な景観に目を向け、身近な景観をかたちづけている生活の営みを継続し、また、地域での祭りや年中行事の活動なども意識し、私たちの生活の営みをまもり、育てることに力を注ぎます。

地域の個性をまもり、そだてる

どんな場所でも、私たちが愛着を感じる自然や歴史、文化などがあります。その地域らしさを認識し、継承し、まちづくりに活かすことにより、個性ある、魅力に満ちた景観に育てます。

これらの景観は、地域の顔ともなり、これを観光資源として活用することもできます。

『美しいやまぐちづくり』では、地域の自然、歴史、文化的で良好な景観を地域の個性としてまもり、育てることに力を注ぎます。

良好な公共空間をつくり、そだてる

役所や学校などの建築物や道路や河川などの公共空間は、誰もが利用する、地域の重要な空間です。また、同時に、各人が所有する土地や建築物等も、地域の景観をつくりだすうえでの重要な空間となります。

『美しいやまぐちづくり』では、公共事業において、周辺との調和や地域らしさの具体化などの先導的な取り組みを行います。これにより民間建築活動を誘導し、良好な景観要素となる公共空間をつくり、育てることに力を注ぎます。

「景観法」の基本理念とは・・・

景観法では、基本理念を次のように掲げています。

良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産です

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされる必要があります

地域の個性を伸ばすよう多様な景観形成が図られなければなりません

景観形成は、観光や地域の活性化に大きな役割を担うことから、住民、事業者及び地方公共団体の協働によりすすめられなければなりません

景観形成は、良好な景観の保全のみならず、新たな創出を含むものです

Ⅲ 美しいやまぐちづくりの進め方

1 主体と役割

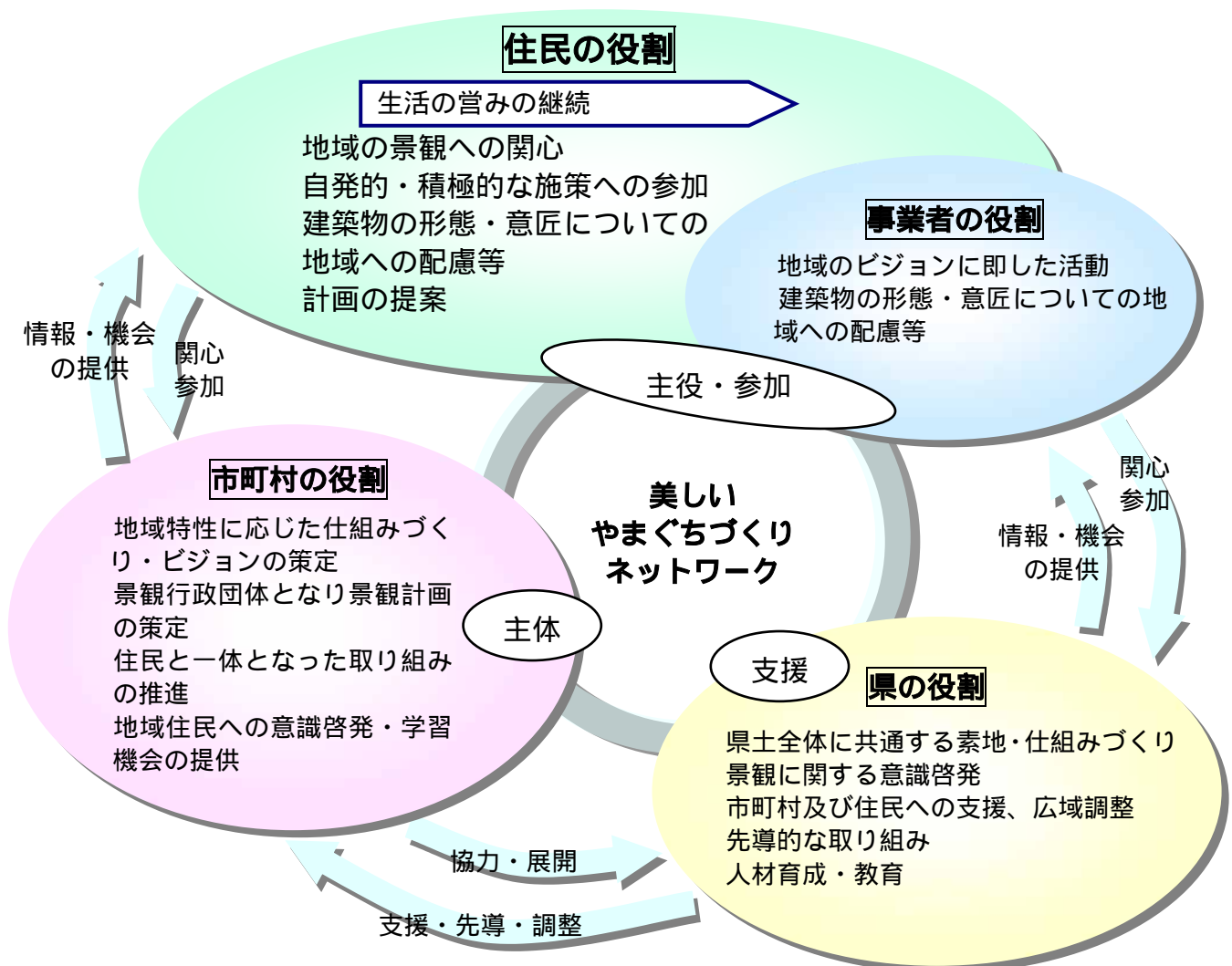
山口県では、住民・事業者・市町村・県が目標を共有し、それぞれの役割を果たしながら、『美しいやまぐちづくり』を進めていきます。

『美しいやまぐちづくり』は、本来、そこに生活する住民や事業者の発意と活動によって進められることが理想です。

しかし、人それぞれに異なる「美しさ」や「暮らしやすさ」に関する価値観を調整するのは容易ではなく、そこに公共公益的な意義を与えて景観の整備を進めるためには、行政が関与し、調整することも必要となります。

このため、地域に最も近い自治体である市町村が中心的役割を担い、地域それぞれの特色を活かした個性豊かな『美しいやまぐちづくり』を推進します。さらに、県土の良好な景観を形成するために、広域的な観点から、県が支援を行っていきます。

関係する「住民」、「事業者」、「市町村」、「県」が、それぞれの役割を果たしながら協働することで、初めて『美しいやまぐちづくり』が実現します。



住民の役割

【 主役・参加 】

私たち住民は、美しい景観に囲まれ、心地よい快適な環境を享受する存在であると同時に、生活の中にある身近な景観を創出する主体でもあります。

『美しいやまぐちづくり』を進めるためには、住民一人ひとりが主役となり、常に地域の景観に関心を持ち、自発的に『美しいやまぐちづくり』に向けて取り組み、行政等が進める取り組みに対しても、積極的に参加することが望まれます。

また、地域の生活景を創出し良好な景観形成のための日常の生活の営みを継続していくことが望まれます。

住民の取り組み

自発的・積極的な美しいやまぐちづくりへの関心、参加

景観に関する自己啓発・家庭内啓発

日常生活の周りにおける景観への関心、再発見など、各地域での景観資源の発見

美しいやまぐちづくり関係施策への協力

地域の景観計画に関する提案

地域の歴史・文化に対する認識と地域文化を感じさせる景観形成

法・条例等の遵守や地域特性に対する配慮、美しいやまぐちづくりのためのマナーの向上

公共事業に対する提言等への参加、関心

網がけは特に重視する取り組みです。

【住民取り組み具体例】

- ・ 建築物の形態・意匠についての周囲への配慮、自然（緑）への配慮
- ・ 住宅の周りの生け垣や花壇等の身近な景観づくり
- ・ 地域でのワークショップ、タウンウォッチングへの参加
- ・ 美しいやまぐちづくりサポーターとして地域でのまちづくり活動、他地域との交流、公共事業への提言
- ・ 地域住民による地域景観に対する課題の整理とビジョンの作成
- ・ 地域の歴史景観の一部となる建造物等の適切な保全
- ・ 耕作放棄地等の解消と発生防止
- ・ 「身近な道路、公園、河川の美化」等の実施や地域にあわない屋外広告物の排除活動等、行政と一体となった活動 など

「景観法」での住民の責務

住民は、法の基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

事業者の役割

【 主役・参加 】

事業者は、事業活動において地域の景観に配慮し、地域と調和する景観形成を行う主体となります。また、地域住民や地方公共団体等が行う景観形成に関心を持ち、協力することが望まれます。

また、近年問題視されている幹線道路沿道での景観について、事業者が地域の特色を活かし、周辺地域と調和した、親しまれる景観形成を図るなど、良好な景観の形成に自ら努めることが重要です。

事業者の取り組み

自発的・積極的な美しいやまぐちづくりへの関心、参加

住民や県・市町村の美しいやまぐちづくりへの関心、参加、関係施策への協力

事業活動での地域住民との連携による景観配慮

建築物、屋外広告物等についての地域の歴史・文化など地域景観に対する配慮

法・条例等の遵守と地域特性に配慮した事業活動の実施

網がけは特に重視する取り組みです。

【事業者取り組み具体例】

- ・ 地域でのワークショップの実施・参加、タウンウォッチングへの参加
 - ・ 市街地の背後に見える緑の屏風に配慮した建築物の配置や形態・意匠
 - ・ 建築物の形態・意匠や、屋外広告物等における地域の歴史・文化への配慮
 - ・ 敷地内への植栽や花壇等の景観づくり
 - ・ 地域の歴史景観の一部となる建造物等の適切な保全
 - ・ 環境・地域性・公共性に配慮した色彩計画の実施
- など



平成16年度地域景観セミナー・ワークショップの取り組み

「景観法」での事業者の責務

事業者は、法の基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

市町村の役割

【 主体 】

市町村は、住民に最も近い行政機関であり、住民とともに地域の個性に応じた取り組みを積極的に推進する主体となります。

景観法に基づき、全ての市町村が、地域での景観行政をつかさどる景観行政団体となり、地域の特性に応じた、景観計画の策定を行い、『美しいやまぐちづくり』を進めるため、住民参加による実効性のある取り組みを、一体的に推進することが求められます。

また、地域住民の景観への意識向上のための取り組みや、住民主体の取り組みへの支援を行い、地域の実情にあった『美しいやまぐちづくり』を実践していきます。

具体的な取り組みは、次頁からの施策展開・方向に示します。



県の役割

【 支援 】

県は、『美しいやまぐちづくり』のビジョンとしての目標と基本方針を打ち出し、長期的、広域的な視点から県土の景観形成を方向付けていきます。

県は、市町村や住民が行う『美しいやまぐちづくり』を支援し、また、単独の市町村では完結しない、山や河川、海岸、道路といった広がりのある景観への取り組みについて、広域的な観点から市町村間の調整等を行います。

また、市町村・住民の景観への意識向上のための取り組みや、『美しいやまぐちづくり』のための人材育成、ネットワーク形成、県内外の情報発信等を行います。

これらの取り組みを、行政内のヨコの連携を深め、効果的に推進していきます。

具体的な取り組みは、次頁からの施策展開・方向に示します。



平成15年度やまぐち景観セミナーの取り組み

「景観法」での地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 施策展開・方向

山口県景観ビジョンでは、住民・事業者・市町村・県が協働して、基本方針に基づいた施策展開・方向を推進し、『美しいやまぐちづくり』の実現をめざしていきます。

山口県の美しい景観を後世に伝え、心豊かな・暮らしやすい・訪れたいとなる県づくりに向けて、住民・事業者・市町村・県のそれぞれの役割により、地域の実情に応じた「美しいやまぐちづくり」を推進します。

5つの基本方針に沿って、特に市町村・県で推進すべき5つの施策展開・方向について示し、『美しいやまぐちづくり』を推進し、また、住民・事業者の地域での積極的な活動を促し、地域の取り組みを支援していきます。

基本方針から施策展開へ

基本方針		施策展開・方向
意識をそだてる	▶	地域の美しい景観に対する 関心づくり
ひとをそだてる	▶	景観を感じる人づくり ・ネットワークづくり
生活の営みをまもり、そだてる	▶	生活の営みの持続による 美しいやまぐちづくり
地域の個性をまもり、そだてる	▶	個性豊かな地域景観づくり
良好な公共空間 をつくり、そだてる	▶	良好な公共空間の形成による 美しいやまぐちづくり
基本目標		
心豊かな山口県 暮らしやすい山口県 訪れたいとなる山口県		

(1) 地域の美しい景観に対する関心づくり

私たちの身近な日常生活は、都市や住宅地のまちなみ、観光地、田園地帯、河川や海岸の水辺などの様々な景観で形づくられています。

日常から身近な景観に関心を持つことが『美しいやまぐちづくり』のための基本となり、美しく心地よい景観を、私たちが守り、育てていくという認識が『美しいやまぐちづくり』につながります。

そのためには、子供から大人まで、誰もが地域の景観に対する関心（良い面、悪い面、個性など）や愛着を持つことが、その第一歩となります。

誰もが地域の景観に関心を持ち、気軽に『美しいやまぐちづくり』に参加できるよう、キャンペーンやシンポジウムの開催、建築物や景観まちづくり活動等の表彰や地域資源再発見のためのタウンウォッチングなどを行い、地域の美しい景観に対する関心づくりに取り組めます。

市町村【主要な施策】

地域の美しいやまぐちづくりに対する関心の向上、意識の高揚

- ・ 地域毎の景観ワークショップ、タウンウォッチングの開催、結果の公表
- ・ 景観への関心づくりのためのセミナーやシンポジウム等の開催
- ・ 景観に関する広報誌、ホームページ等の作成

美しいやまぐちづくりへの住民参加の促進

- ・ 広報誌やホームページなどによる、事業者や町内会等の自発的な景観づくり活動への参加促進
- ・ 景観計画等の策定に関する景観行政におけるプロセスの公表

網がけは市町村として特に重視する施策展開です。

県【主要な施策】

地域の美しいやまぐちづくりに対する関心の向上、意識の高揚

- ・ 景観に関するセミナーやワークショップ、タウンウォッチングの開催
- ・ 建設関係者へのセミナーの開催
- ・ 県・市町村職員への景観研修会の実施

顕彰制度等による意識醸成施策

- ・ 美しいやまぐちづくり賞の実施（美しいやまぐちづくり活動（住民・事業者）の選定）
- ・ 絵画コンクールの実施

現在の美しい景観による意識醸成施策

- ・ 景観資源のデータベース整備
- ・ 美しい景観見学会の開催

「 」は県として重点的に早期に取り組むべき施策です。

(2) 景観を感じる人づくり・ネットワークづくり

山口県の良好な景観を享受するためには、景観を感じることでできる人づくりが欠かせません。『美しいやまぐちづくり』のスタートは、人づくりといっても過言ではありません。

行政と住民・事業者の協働による『美しいやまぐちづくり』を進めるためのリーダーや専門家、活動団体を育て、住民・事業者の地域に根差したまちづくり活動を支援し、そのネットワーク化を推進することで、人、心、景観資源の循環する持続可能な『美しいやまぐちづくり』を推進します。

また、次代を担う子どもたちが、学校や地域社会において美意識や感性を養う多様な機会が得られるように、幼いころからの美意識・美的感覚を大切にす取り組みを推進します。

市町村【主要な施策】

美しいやまぐちづくりへの住民参加の促進

- ・住民・事業者の参加による身近な美化活動などへの支援
- ・自治会等の単位ごとのセミナー、ワークショップの開催

まちづくり活動団体や大学（学生）等と地域住民とのネットワークづくり

- ・地域のワークショップなどへの学生やまちづくり活動団体等の参加促進

景観に関心を持ち、豊かな感性を育む子どもの教育

- ・花と緑のまちづくりや美化活動等への子どもたちの参加促進
- ・まちの歴史や文化の学習機会の提供（「総合的な学習の時間」などでの授業の実施）

網がけは市町村として特に重視する施策展開です。

県【主要な施策】

美しいやまぐちづくりのためのネットワークの形成

美しいやまぐちづくりネットワークの形成（サポーター活動による各地域の人、心、景観資源が交流するネットワーク交流の実施）

- ・美しいやまぐちづくりサポーター制度の創設

景観を感じることでできる人づくり施策

美しいやまぐちづくりサポーター制度の創設、育成（サポーターセミナーの開催など）

- ・ワークショップ、タウンウォッチングの開催（モデル実施）

景観に関心を持ち、豊かな感性を育む子どもの教育

学校教育での美しいやまぐちづくりの教材の作成

- ・花と緑のまちづくりや美化活動等への子どもたちの参加促進
- ・まちの歴史や文化の学習機会の提供（「総合的な学習の時間」などでの授業の実施）
- ・地域の景観を発見するタウンウォッチングの開催

専門家の育成

美しいやまぐちづくりアドバイザーの育成

- ・建設関係者へのセミナーの開催

「 」は県として重点的に早期に取り組むべき施策です。

(3) 生活の営みの持続による美しいやまぐちづくり

地域の景観は、私たちの生活が形となって現れたものであり、日常の営みの他に、祭りや年中行事、山口県の財産である県民の力を発揮した地域づくりへの活動により育てていかなければなりません。

また、私たちが心地よい景観の中で暮らすことは、他の地域から訪れる方にとっても魅力的なものとなります。身近で心地よく感じる景観を守り、育てることが、観光客に対する最高のおもてなしともなり、美しい景観を共感することができます。

私たち一人ひとりが、地域の景観に対する意識の高揚やマナーの向上を図り、住民・事業者・行政が一体となって生活の営みの持続による『美しいやまぐちづくり』に取り組みます。

市町村【主要な施策】

生活の営みの持続に関する支援

- ・景観に関するシンポジウムやセミナーの開催
- ・都市農山漁村交流の促進、援農システムの構築支援
- ・耕作放棄地の解消と発生防止、住民の耕作放棄地対策への支援
- ・山林の適切な管理の支援
- ・花壇や路地等の地域住民の身近な生活景に対する意見の収集・公表
- ・住民のまちなみ保全活動などに対する支援
- ・祭りや行事、芸能などの、地域性豊かな固有の文化を取り入れたまちづくり

景観モデルアップによるおもてなし

- ・観光客を気持ちよくもてなすための施策の実施
- ・身近な景観資源の再発見により、展望空間の整備等による新たな観光整備

美しいやまぐちづくりに向けてのマナーの向上のための住民運動の展開

- ・たばこ・空き缶のポイ捨てや違法駐車防止運動の実施
- ・廃棄物等の不法投棄に対する指導の強化

網がけは市町村として特に重視する施策展開です。

県【主要な施策】

景観モデルアップによるおもてなし

景観資源のデータベース整備

- ・観光資源情報の発信
- ・主要な行事の際のおもてなしキャンペーンの実施
(平成23年[2011年]第66回国民体育大会「やまぐち国体」等)

生活の営みの持続に関する支援

景観に関するシンポジウムやセミナーの開催

- ・「美しいやまぐちづくりハンドブック」の作成・配布
- ・都市農山漁村交流の促進、援農システムの構築支援、耕作放棄地対策への支援
- ・里山再生と里山文化創造のための、住民による里山再生活動の支援
- ・廃棄物等の不法投棄に対する指導の強化
- ・山林の適切な管理の支援

「 」は県として重点的に早期に取り組むべき施策です。

(4) 個性豊かな地域景観づくり

住民や事業者の協力のもと、地域を映し出す鏡ともなる景観を、適切に守り、育て、その地域の活動やまちの伝統・文化を感じることでできるものとして整備し、地域の顔、さらには山口県の顔として形づくっていきます。

私たちが心地よく美しいと感じる景観が県内に繰り広げられるようにするには、住民や事業主の建造物やそれらの集合体でもあるまちなみ、更にはその周辺での行為などを、誘導・規制していかなくてはなりません。

景観法に基づく景観行政団体となる市町村においては、景観計画を策定し、建築物等の誘導・規制により、住民と行政が一体となって、地域の個性を活かした景観づくりに取り組み、県はこれらの取り組みを支援していきます。

また、住民の自発的な取り組みや協力のもと、独自の歴史・文化を活かし、これらと調和のとれた住みよいまちづくりを進めるとともに、良好な自然を活かし、四季を感じさせる花や緑のある個性豊かな地域景観づくりに取り組みます。

市町村【主要な施策】

景観行政団体となり景観法に基づく景観計画を策定する

- ・ 景観法による制度を活用した施策の推進
- 地域の歴史・文化、自然を感じさせる地域空間の創出**
- ・ 沿道の建築物や屋外広告物等の美観誘導
- ・ 市街地の背後に見える緑を確保するための建築物の配置や形態・意匠等の配慮
- ・ 山地部の自然緑地、自然と生活が一体となった里山、市街地に点在する鎮守の森・農地・公園内緑地などの保全・整備
- ・ 海岸線や河川などの自然を活かした景観形成の推進

土地利用規制等の既存法令の効果的な活用

- ・ 計画的な土地利用の誘導・規制（建築協定や地区計画制度などの活用）

地域の良好な景観を感じるための視点場の整備

網がけは市町村として特に重視する施策展開です。

県【主要な施策】

市町村、住民に対する地域の景観形成への支援

- 市町村景観形成ガイドラインの策定
- 美しいやまぐちづくりアドバイザーの派遣
- ・ 建設関係者のための景観形成ガイドライン策定

広域的な観点からの景観形成の方向性の明示

- 美しいやまぐちづくりのための基本条例の制定
- ・ 景観に関する総合的な組織の設置
- ・ やまぐち森林づくりビジョンの推進

地域の自然、歴史・文化的な景観形成への支援

- 地域の歴史及び生活の営みの中で育まれた文化的景観の調査
- ・ 伝統的まちなみや歴史の道の保存に関する調査等の取り組み

都市計画区域マスタープランに基づく景観への配慮

「 」は県として重点的に早期に取り組むべき施策です。

(5) 良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくり

公共空間は、誰もが利用する、地域の重要な空間です。

私たちが所有する土地や建築物等も、地域の公共空間としての景観をつくりだす重要な要素です。私たちが行う行為は、公共の財産である景観を守り、育て、地域の『美しいやまぐちづくり』を実現することとなります。

このため、公共事業においては、地域住民の意見を反映し、周辺との調和や地域らしさの具体化など、地域における公共空間のあり方を先導し、手本となる『美しいやまぐちづくり』に取り組みます。

市町村【主要な施策】

地域特性に配慮し、周辺と調和した公共事業の実施

- ・公共事業における色彩調整、色彩計画の導入
- ・河川空間、道路空間等の景観軸としての整備、視点場としての配慮
- ・河川の上流から下流までの景観ネットワークづくり
- ・街角・広場等におけるせせらぎなどの水辺空間の整備
- ・無電柱化、電線類の地中化（幹線道路や歴史的まちなみの道路など）
- ・地域の歴史文化を感じさせるための色彩の調和やサインの統一

屋外広告物に対する指導の強化等

- ・市町村ごとの計画づくりや屋外広告物条例の制定など、よりきめ細かな規制のあり方や誘導方策の検討

網がけは市町村として特に重視する施策展開です。

県【主要な施策】

県民に親しまれる文化の薫り高い公共空間づくり

公共事業景観形成ガイドライン策定

公共事業景観評価制度の創設

- ・アドバイザー、サポーターによる事前事後評価
- ・住民参加のワークショップ等による検討
- ・地域の歴史・文化を感じさせる都市空間の創出
- ・公共事業における色彩調整、色彩計画の導入
- ・自然的海岸の保全、整備・再生（親水護岸、人工磯、養浜など）
- ・水辺環境の整備（多自然型護岸・河川公園・緑地、ダム湖周辺の整備）
- ・周辺環境と調和した快適で潤いのある道路空間の創出（電線類の地中化等）
- ・高架道路や歩道橋、地下歩道入り口などの景観面に配慮した整備・改善

屋外広告物の適正誘導等

屋外広告物に対する指導の強化等

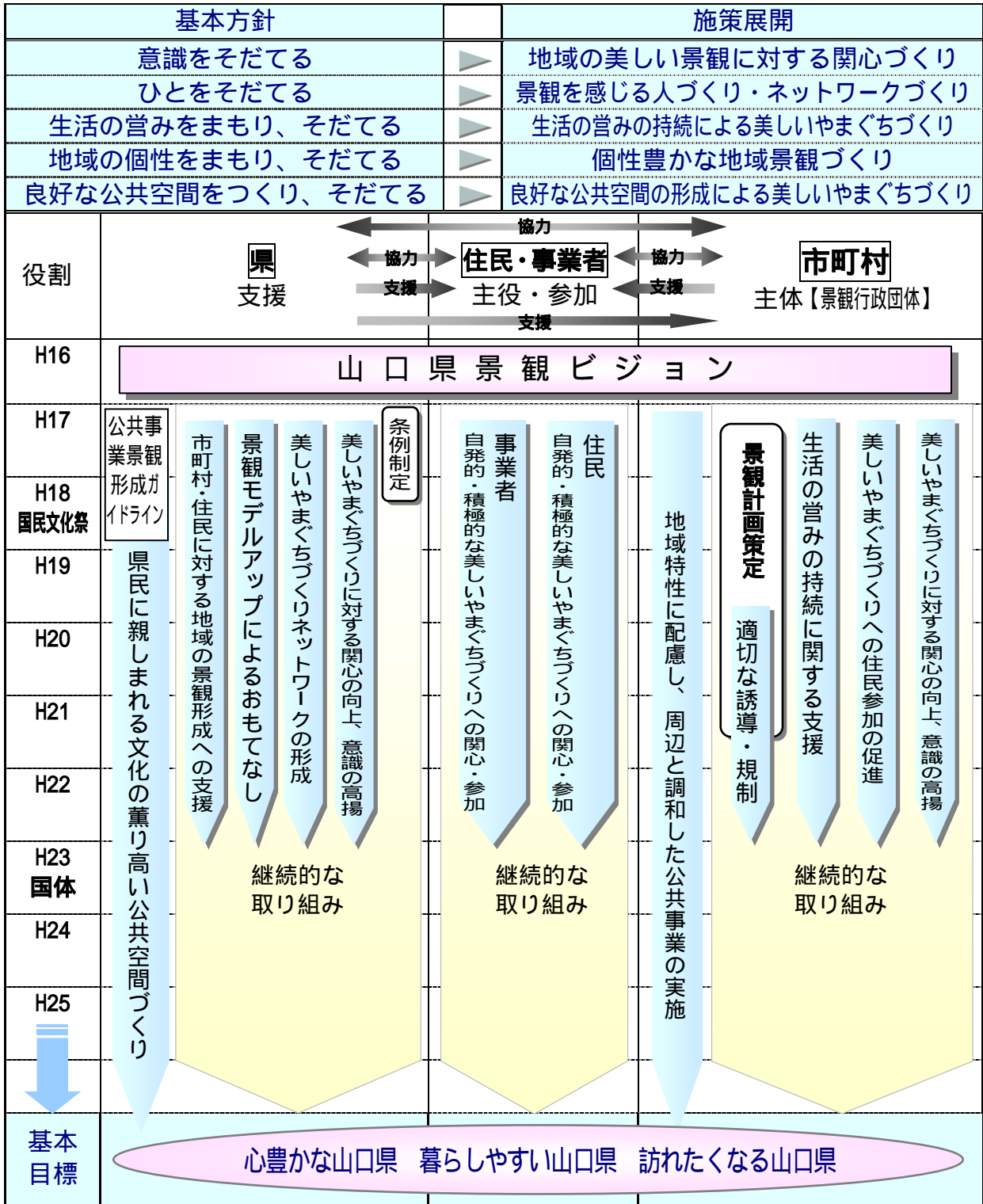
- ・違法な屋外広告物の除去活動の展開
- ・優れた屋外広告物の表彰
- ・公共が設置する看板の適正な改善

「 」は県として重点的に早期に取り組むべき施策です。

3 景観施策推進

(1) 推進イメージ

住民と行政の協働により、目標の達成に向けてビジョンに基づいた施策を計画的に推進します。また、施策の推進について、年度ごとに評価し、必要に応じて施策の見直しを行います。



(2) 県として優先的に実施する施策

施策推進のうち、概ね 3～5 年以内に、県として特に優先的に実施すべき施策の具体案について示します。

(1) 地域の美しい景観に対する関心づくり
景観に関するセミナーやワークショップ、タウンウォッチングの開催 <ul style="list-style-type: none">・山口県の良い景観に関心を持つきっかけとなるセミナーを開催し、あわせて山口県景観ビジョンや景観法等についてのPRも行います。・地域に根差したワークショップやタウンウォッチング等、地域での取り組みのきっかけとするためにモデル開催します。
美しいやまぐちづくり賞の実施 <ul style="list-style-type: none">・地域住民や事業者、またはそれぞれの協働により、地域の景観を保全・形成・活用するといった景観まちづくりの活動に対しての表彰制度を創設します。それぞれの活動はネットワーク活動等による投票やインターネット投票などにより選考し表彰します。選考後は広報するとともに、観光等への活用（県外への情報発信、景観おすすめスポット、モデルコースの提案等）を図ります。・地域での景観の愛称の募集を行い、景観資源に名前をつけることによって、地域景観への愛着心の向上を図ります。・美しいやまぐちづくり賞の一つとして、優れた屋外広告物についても表彰します。
(2) 景観を感じる人づくり・ネットワークづくり
美しいやまぐちづくりネットワークの形成【p.54,55 参照】 <ul style="list-style-type: none">・各地域間での情報交換や、相互評価、サポーター交流等によるネットワークシステムを構築します。
美しいやまぐちづくりサポーター制度の創設、育成 <ul style="list-style-type: none">・住民を対象に景観サポーター（2年任期）を募集・任命し、サポーター養成セミナー、景観ワークショップの実施、ネットワークへの参加、県・市町村への景観形成に向けた提案や公共事業の評価、美しいやまぐちづくり賞の推薦、選考等を行います。
美しいやまぐちづくりアドバイザーの育成 <ul style="list-style-type: none">・地域で景観まちづくりの活動を行うリーダーや専門家、また美しいやまぐちづくりサポーター等を対象とし、アドバイザー育成のためのセミナー等を開催します。
学校教育での美しいやまぐちづくりの教材の作成 <ul style="list-style-type: none">・県内の良好な景観を活用し、子供への景観教育のための教材を作成します。
(3) 生活の営みの持続による美しいやまぐちづくり
景観資源データベース整備 <ul style="list-style-type: none">・地域ごとのワークショップ等により、県内の景観資源を再発見し、これをデータベースとして整備します。

(4) 個性豊かな地域景観づくり
<p>市町村景観形成ガイドラインの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づいた景観計画策定のために、住民参加型での策定手法や地域景観資源の発見手法等について、住民参加のワークショップの開催により検証し、ガイドラインとしてまとめます。
<p>美しいやまぐちづくりアドバイザーの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対し、景観計画策定や景観行政の推進のためのアドバイザーを派遣する。また住民の美しいやまぐちづくりのための活動について要請により派遣します。
<p>県としての景観に関する基本条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観条例検討委員会、庁内幹事会、ワーキンググループ、市町村連絡会議により検討します。
<p>地域の歴史及び生活の営みの中で育まれた文化的景観の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の文化的景観の状況を把握し、景観資源として活用するための調査を行います。
(5) 良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくり
<p>公共事業景観形成ガイドライン策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業関係課のワーキンググループや学識経験者等の専門委員会等により、美しいやまぐちづくりのための山口県としてのガイドラインを作成します。
<p>公共事業景観評価制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインとあわせて評価制度の創設の検討を行います。評価については、アドバイザー・サポーターとの連携も図ります。
<p>屋外広告物に対する指導の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反広告物のデータベースを整備し、計画的に改善します。 ・公共で設置している看板を点検し、周囲の景観との調和を考慮してモデル的に改善します。

(3) 重点施策

県の役割としての施策推進の中で、特に重点的に行う施策として「美しいやまぐちづくりネットワークの形成」を推進します。

美しいやまぐちづくりネットワークの形成の概要

目的

住民の景観意識の醸成、ひとづくり
景観によるまちづくりのためのしくみづくり

事業内容 (県は、広域的な観点からの市町村の支援、調整を行います)

各地域での活動

地域景観セミナー・ワークショップの展開と地域住民の参加

平成16年度モデル地区での継続開催を行い、ワークショップを通じた景観づくりのプロセスを公表します。

ネットワーク活動

相互の連携によるまちづくりの推進

サポーターを中心に、他地域でのセミナー・ワークショップへの参加を呼びかけ、他地域の良好な景観の発見・評価・情報交換等を行い、相互の連携によりまちづくりを推進します。

ネットワークの下地

美しいやまぐちづくりサポーター制度(リーダー養成、地域間交流)

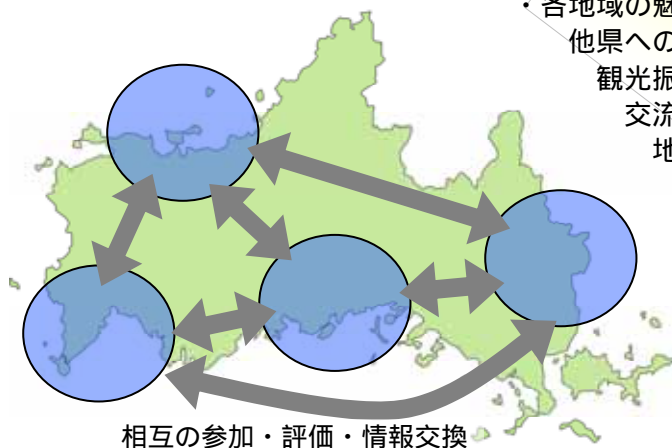
美しいやまぐちづくりアドバイザー制度(市町村、地域支援)

美しいやまぐちづくり賞(地域啓発)

効果

山口県全体の「魅力の向上(住みよさの実感)」、「地域の活性化」、「観光振興」、「交流人口の増加」等

美しいやまぐちづくりネットワークイメージ

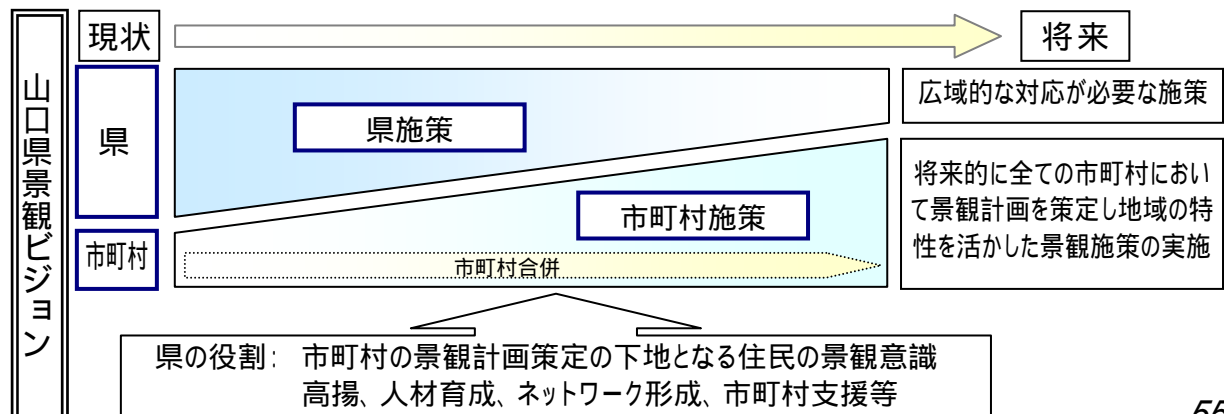
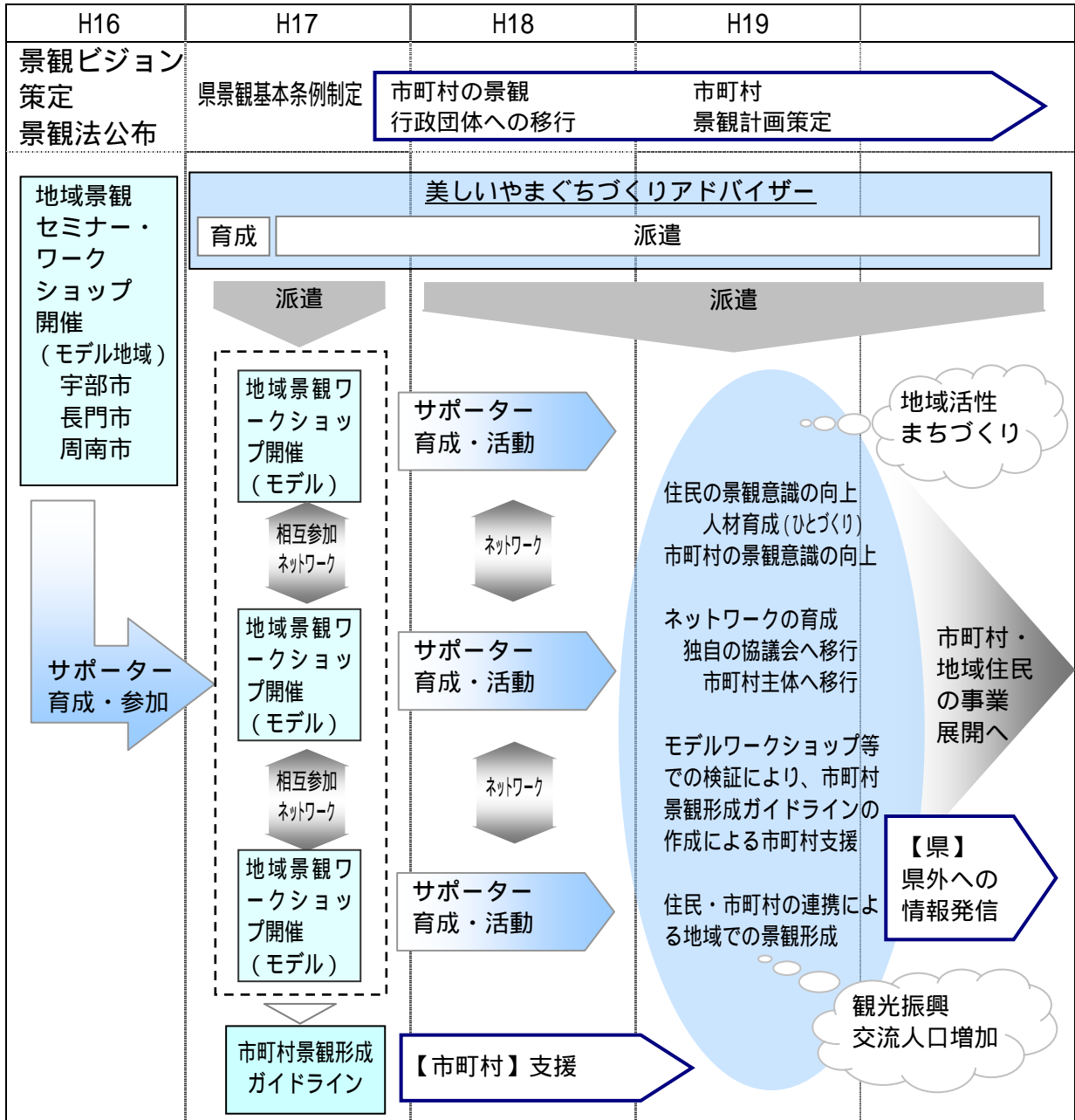


ネットワークのしくみづくりにより、住民の気運が醸成され、リーダーが育成されることをめざします。

サポーターによる美しいやまぐちづくり協議会等の形成により、市町村との連携の中、県内の景観形成を促進させます。

美しいやまぐちづくりネットワーク形成の年次計画

「美しいやまぐちづくりネットワーク」による、ワークショップの開催やサポーターの交流、アドバイザーの派遣等の年次計画イメージを示します。



おわりに

～ 景観づくりからひとづくり・まちづくりへ ～

景観づくりには、住民の一人ひとりが景観を感じ、日常の景観に関心をもつことが大事です。このために**景観に関心を持つひとを育てていく**ことが必要です。景観づくりのためのひとづくりは、住民の一人ひとりが身近にある景観について関心を持ち、考えることです。

また、景観づくりは単なるうわべだけの美しさをめざすものではありません。機能面や安全面等にも十分に配慮して、快適に暮らしができる環境を創造することなのです。

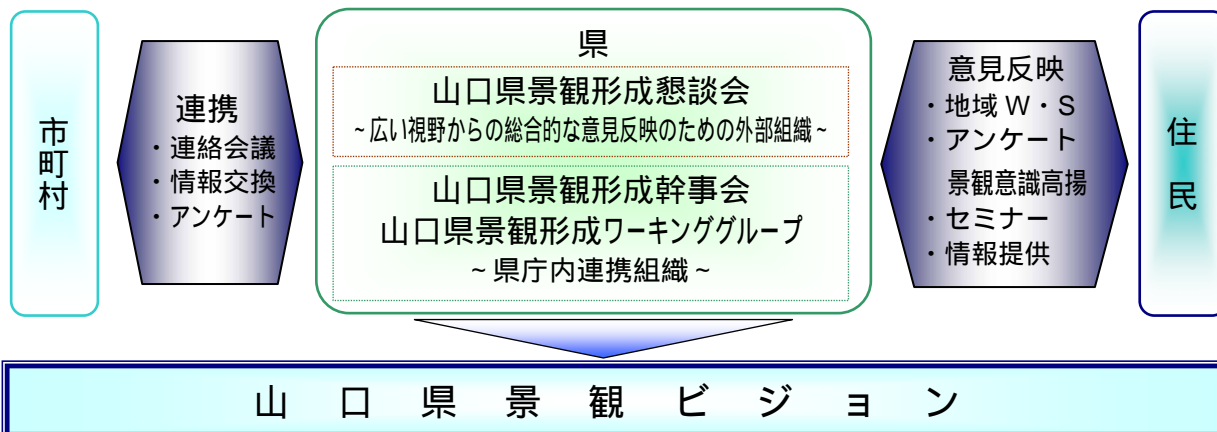
このように、**景観づくりは一面的なものではなく、総合的なまちづくりの中でとらえ**、地域の活性化や観光促進としても取り組んでいく必要があります。こうした点からは、**景観づくりはまちづくり**であるといえます。

平成 16 年 6 月に、我が国初の景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されました。これと時期を同じくして、山口県でも『山口県景観ビジョン』を策定するに至りました。

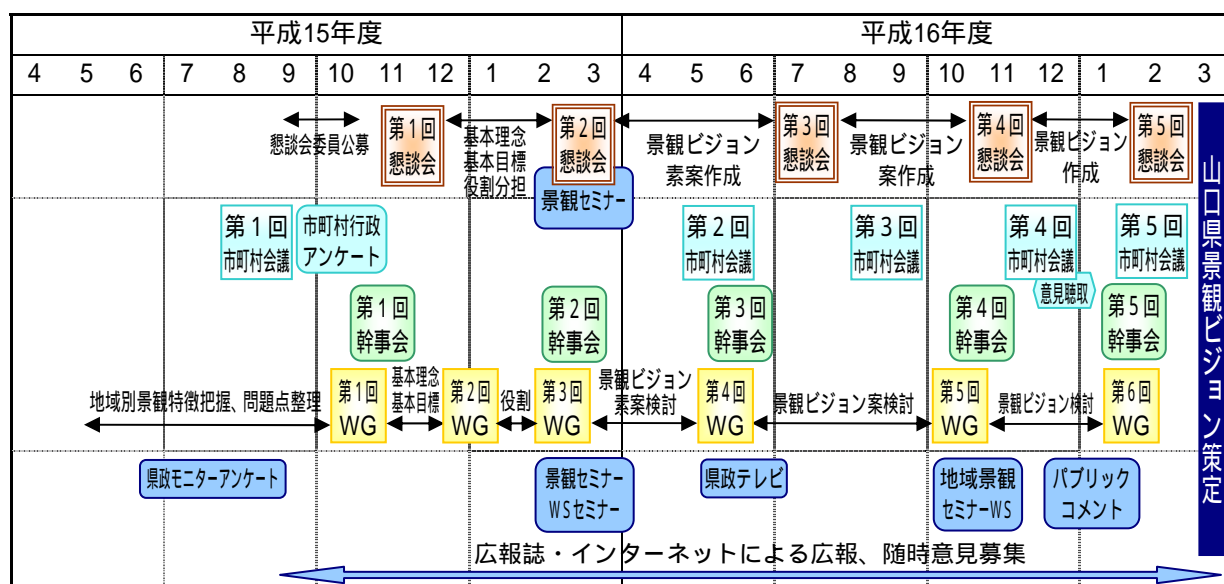
今後、山口県では、このビジョンに基づき、県民総参加で『美しいやまぐちづくり』を推進していきます。美しく心地よい景観による住みよい県づくりをめざし、**百年後の山口県のかたちづくりのための取り組み**が、“今”スタートします。

参 考 资 料

山口県景観ビジョン策定体制



山口県景観ビジョン策定状況



【平成 14 年度】

山口県景観形成ワーキンググループ（県庁内 23 課）での検討

- ・これまでの県の取り組み状況整理、県の景観形成の問題点の把握と対応
- ・他都道府県の取り組み状況調査（先進地調査）

【平成 15～16 年度】

県民意見の反映・意識啓発

- ・県政モニターアンケート調査【H15.7】
- ・やまぐち景観セミナー【H16.3】
- ・県政テレビでの美しいまちづくりの取り組み紹介【H16.5】
- ・地域景観セミナー・ワークショップ（宇部市、長門市、周南市）【H16.10】
- ・パブリック・コメント【H16.12～H17.1】
- ・景観ビジョン案・景観法概要説明会（建築士会）【H17.1】

市町村との連携

- ・山口県景観形成市町村連絡会議開催【5 回開催】
- ・市町村行政アンケート調査【H15.8】

懇談会での検討状況

- ・山口県景観形成懇談会【5 回開催（第 1 回：H15.11）】

県庁内での検討

- ・山口県景観形成ワーキンググループ会議【6 回開催】、山口県景観形成幹事会【5 回開催】

山口県景観形成懇談会

1 設置の趣旨

山口県の景観形成に関する施策の研究、知識の普及、啓発等を行い、美しい魅力ある県土づくりを推進するため「山口県景観形成懇談会」を設置した。

2 検討事項

- ・本県の景観形成のためのビジョンの策定に関すること。
- ・本県における景観形成に関する施策の研究、知識の普及、啓発等に関すること。
- ・その他景観形成の推進について必要な事項に関すること。

3 懇談会委員

	委員	分野	氏名	役職名
会長	学識経験者	学識経験（景観）	樋口忠彦	京都大学大学院教授
委員	学識経験者	学識経験（景観）	鷗心治	山口大学工学部助教授
	専門	都市計画	中野恒明	アプル総合計画事務所代表
		建築	内田文雄	山口大学工学部教授
		農業	坂本多旦	船方農場グループ代表
		河川	高木伸治	汕環境計画室代表
		環境デザイン	中山淑子	コミュニケーション技研代表
		NPO	福田東亜	NPO 法人まちのよそおいネットワーク理事長
		行政	河内山哲朗	柳井市長
	公募	県民	岡村和典	建築士
		県民	高実りか	カラーコーディネーター

4 懇談会開催状況

第1回（平成15年11月11日）

- ・山口県の景観づくりの進め方、施策の基本的な考え方について

第2回（平成16年3月17日）【やまぐち景観セミナー：パネルディスカッション】

- ・基本理念、主体と役割、目標設定について

第3回（平成16年7月6日）

- ・山口県景観ビジョン素案について

第4回（平成16年11月12日）

- ・山口県景観ビジョン案について

第5回（平成17年2月22日）

- ・パブリック・コメント等を踏まえた山口県景観ビジョン最終案について

5 景観形成幹事会（県庁内関係課）

部局	課	部局	課	部局	課
総合政策局	政策企画課	農林部	農村振興課	土木建築部	都市計画課
総務部	学事文書課		経営普及課		砂防課
地域振興部	地域政策課		農村整備課		河川課
環境生活部	県民生活課		林政課		河川開発課
	文化振興課	水産部	漁港漁村課	港湾課	
	環境政策課		土木建築部	監理課	建築指導課
	廃棄物・リサイクル対策課	道路整備課		住宅課	
	自然保護課	道路建設課	教育庁	文化財保護課	
商工労働部	観光交流課				

山口県景観ビジョン

平成 17 年 3 月

編集発行：山口県土木建築部都市計画課

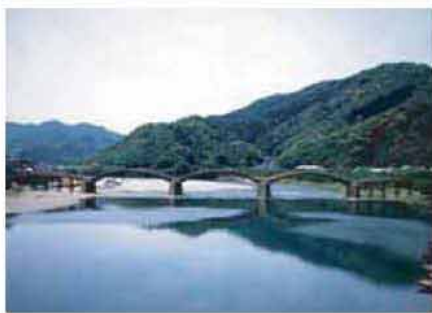
〒753-8501 山口市滝町 1 番 1 号

TEL：083-933-3725

FAX：083-933-3749

mail：a18400@pref.yamaguchi.lg.jp

●私たちのふるさと山口県は、全国に誇れる良好な景観に恵まれています。



●これらは、県外からの来訪者からは高く評価されますが、私たちは当たり前と感じがちです。



●私たちの身近には心地よいと感じられる景観が多くありますが、これらは失ってしまうと二度と同じものは帰ってきません。



●私たちは、身近にある良好な景観を、県民共有のかけがえのない財産として、まもり、そだてていきます。